

男女いきいき 蒲郡  
明日へ！ 帆に新しい風を

第2次蒲郡市男女共同参画プラン

平成23年3月

蒲 郡 市



---

# 目 次

---

## 第1章 序論

第1節 計画の目的	3
第2節 計画策定の背景	3
1 国の動き	3
2 県の動き	4
第3節 計画の性格・役割、期間	4
1 計画の性格・役割	4
2 計画の期間	4
第4節 蒲郡市の概況	5
1 蒲郡市の人口及び世帯の状況	5
2 蒲郡市の出生数の状況	6

## 第2章 基本理念と基本方針

第1節 基本理念	9
第2節 基本方針	10

## 第3章 基本計画と推進に向けて

第1節 基本計画	15
1 男女の人権の尊重	
1-1 男女共同参画意識の醸成	15
(1) 男女共同参画意識の醸成	16
1-2 男女の平等教育	17
(1) 家庭での教育の充実	18
(2) 学校での教育の充実	19
(3) 地域・職場等での教育の充実	20
1-3 男女の人権の尊重	21
(1) ドメスティックバイオレンス（DV）やデートDVなどの あらゆる暴力の根絶	22
(2) メディアにおける男女の人権の尊重	24
2 政策・方針決定過程への男女共同参画	
2-1 政策の立案・決定過程への男女共同参画	25
(1) 審議会等への女性登用の推進	27
(2) 行政の男女共同参画の推進	27
2-2 地域組織、企業等の方針の立案・決定過程への男女共同参画	28
(1) 地域などの慣行の見直しの推進	29
(2) 男女共同参画活動団体の育成・支援	30
(3) 管理職・役職員等への女性登用の促進	30

<b>3</b>	<b>就業における男女平等の推進</b>	<b>31</b>
3-1	女性の職業意識の形成と就職・起業に向けた支援	31
(1)	女性の職業意識の啓発	33
(2)	女性の職業能力形成の推進と就職・起業支援	34
(3)	働く女性のネットワークづくりの支援	35
3-2	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	36
(1)	雇用機会均等法など法律・制度の周知	38
(2)	仕事と家庭等の両立支援	39
(3)	自営業でのパートナーシップの確立	40
<b>4</b>	<b>家庭・地域生活での男女共同参画</b>	
4-1	家庭生活での男女共同参画の推進	41
(1)	家事等への男女共同参画の促進	44
(2)	子育て支援の充実	45
(3)	高齢者等への介護、福祉サービスの充実	46
(4)	ひとり親家庭等の自立支援	47
4-2	地域活動・社会活動への男女共同参画の促進	48
(1)	地域活動等への男女共同参画の促進	50
(2)	生涯学習活動への男女共同参画の促進	50
(3)	地域間交流・国際交流を通じた男女共同参画の促進	50
4-3	健康支援サービスの充実	51
(1)	健康づくりの促進	51
(2)	母子保健の充実	52
<b>5</b>	<b>持続的な地域づくりと協働による男女共同参画の推進</b>	
5	持続的な地域づくりと協働による男女共同参画の推進	53
(1)	結婚支援の推進	54
(2)	地域福祉活動の推進	55
(3)	多文化共生の推進	55
(4)	協働による男女共同参画社会に向けた取り組みの推進	56
(5)	総合的な相談体制等の整備に向けての検討	56
<b>第2節</b>	<b>推進に向けて</b>	<b>57</b>

## 参考資料

### 男女共同参画を理解するための用語解説

# 第1章 序論

---



## 第1節 計画の目的

国際社会においては、国際連合(国連)が「平等・開発・平和」という目標達成のために、1975(昭和50)年を「国際婦人年」\*と定め、その後「女子差別撤廃条約」\*が採択され、婦人の地位向上や男女の実質的な平等、性別による偏りのない社会の構築をめざして、取り組みが積み重ねられてきました。これらの国際的な動きと連動しながら、わが国においても、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれていることの一環として、男女共同参画社会\*の形成をめざした取り組みが行われてきており、成果をあげてきました。

しかし、現実の社会の中で、性別による固定的な役割分担意識や古い社会制度慣習を完全に払拭するには、長い時間を要すると考えられます。また、少子・高齢化が急速に進み生産年齢人口が減少していることや、サービス経済化\*など産業構造が変化していることから、それに対応する社会のしくみづくりを進めることや、社会や地域の持続性を高めることが求められます。

つまり、全ての市民がお互いに尊敬しあい、共に家庭や地域、職場をつくることや、男女が共同してまちづくりに参画し、活気と個性に満ちた豊かな蒲郡市を築いていくことが必要です。このような男女共同参画社会の形成に向けて、今まで以上に取り組みに力を入れることや、可能な取り組みから手がけていくことが必要です。

本計画は、本市の現状や国・県などの動向をふまえながら、各行政分野の施策において男女共同参画の実現をめざす取り組みを体系的に示すものとして策定したものです。

## 第2節 計画策定の背景

### 1 国の動き

国においては、1995(平成7)年の第4回世界女性会議(北京会議)以降、「男女共同参画2000年プラン」を策定し、1999(平成11)年6月には「男女共同参画社会基本法\*」を制定、市町村に対して「市町村男女共同参画計画」の策定を促しました。2000(平成12)年12月には、国は基本法に基づき、国連特別総会「女性2000年会議」で採択された「成果文書」に対応した「男女共同参画基本計画」を策定しています。さらに、2001(平成13)年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(「配偶者暴力防止法」)を制定する等、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められてきました。

その後も、2005(平成17)年12月には「男女共同参画基本計画(第2次)」を策定し、2007(平成19)年には「配偶者暴力防止法」を改正、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(「男女雇用機会均等法\*」)に基づく「男女雇用機会均等対策基本方針」、男女共同参画を推進するための「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

また、2010(平成22)年12月には「男女共同参画基本計画(第3次)」が閣議決定されました。これに際して、少子・高齢化の進展などの社会経済情勢に対応するためには、性別にかかわらず人権が尊重され、男女があらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題とされています。

## 2 県の動き

愛知県においては、1989(平成元)年10月に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、2001(平成13)年3月には「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」を策定しました。さらに2002(平成14)年3月には、県、県民、事業者の取り組みの基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」を制定しました。

これに続いて、県では2006(平成18)年に「あいち男女共同参画プラン21(改定版)」を策定しましたが、「男女共同参画基本計画(第2次)」の見直し内容を踏まえたものとして、平成22年度中を目途に「あいち男女共同参画プラン2011-2015(仮称)」の策定が進められています。

## 第3節 計画の性格・役割、期間

### 1 計画の性格・役割

本計画は、「第四次蒲郡市総合計画」(2010(平成22)年度策定)を上位計画とするとともに、2001(平成13)年度に策定した「蒲郡市男女共同参画プラン」について、国・県の動向を踏まえるとともに、施策の進捗状況や本市の状況変化に即して見直したものです。

本計画においては、本市がめざすべき男女共同参画の考え方と方向を明らかにするとともに、今後10年間の具体的な取り組み(施策・事業)を示しています。

また、本計画は男女共同参画社会<sup>\*</sup>の実現をめざすために、家庭、地域、職場において、市民、団体、企業等がそれぞれの立場から取り組みを行う方向を示すとともに、行政と市民、団体、企業等の協働により具体的な取り組みを推進することを誘導するために策定したものです。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、2011(平成23)年度から2020(平成32)年度の10年間とします。

なお、社会経済情勢の変化や本市の状況変化、施策の推進状況に応じて、適宜、具体的な取り組みを見直して計画を推進します。

## 第4節 蒲郡市の概況

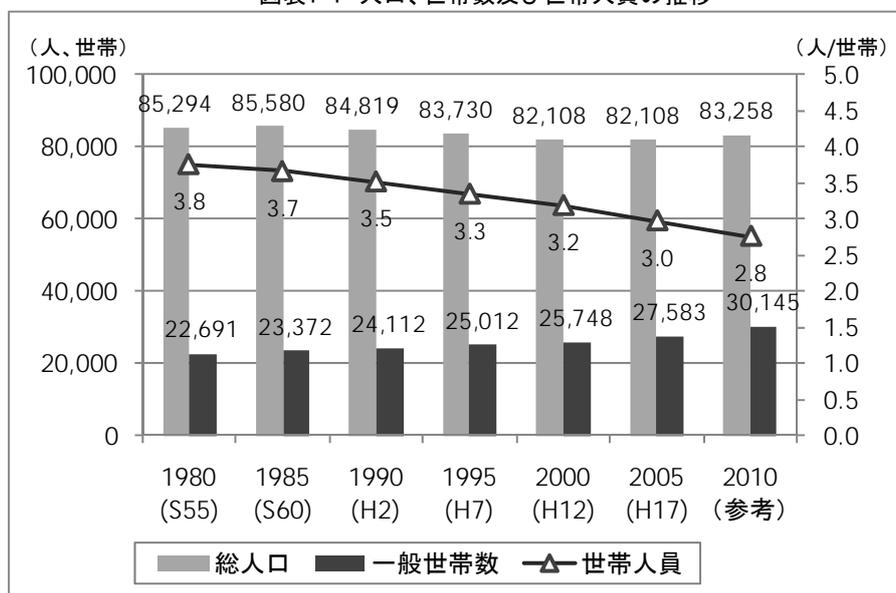
### 1 蒲郡市の人口及び世帯の状況

本市の人口は、1985（昭和60）年をピークに減少傾向にありましたが、2000（平成12）年から2005（平成17）年にかけては約82,100人で推移しています。

一方、世帯数は、1980（昭和55）年以降増加を続けており、1980（昭和55）年には約22,700世帯でしたが、2005（平成17）年には約27,600世帯となっています。世帯人員は、核家族化の進展により、2005（平成17）年に1世帯あたり3.0人となりました。

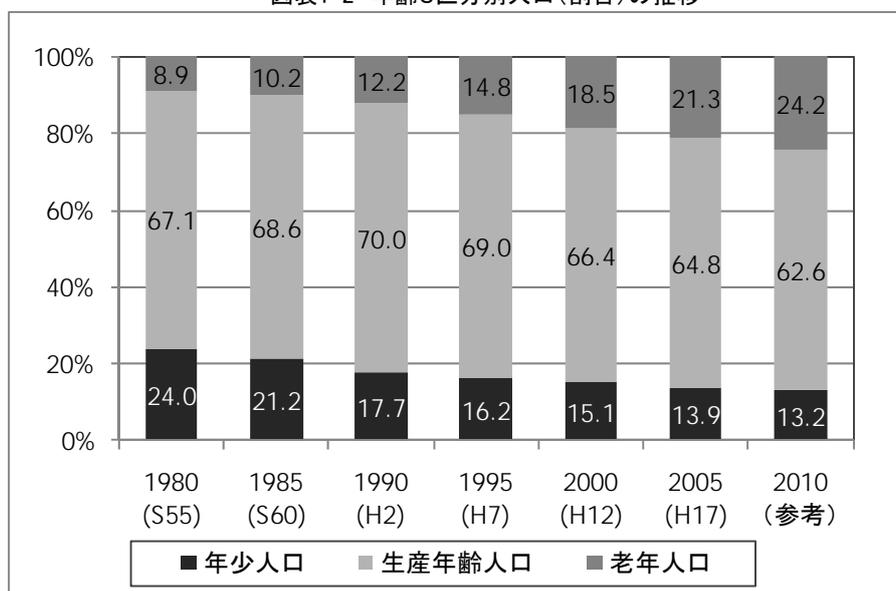
また、本市においても少子・高齢化が進展しており、1995（平成7）年から2000（平成12）年の間に、年少人口（15歳未満人口）と老年人口（65歳以上人口）の割合が逆転しました。2005（平成17）年には年少人口は13.9%、老年人口は21.3%となっています。

図表1-1 人口、世帯数及び世帯人員の推移



資料：国勢調査（ただし、2010年の数値は住民基本台帳及び外国人登録）

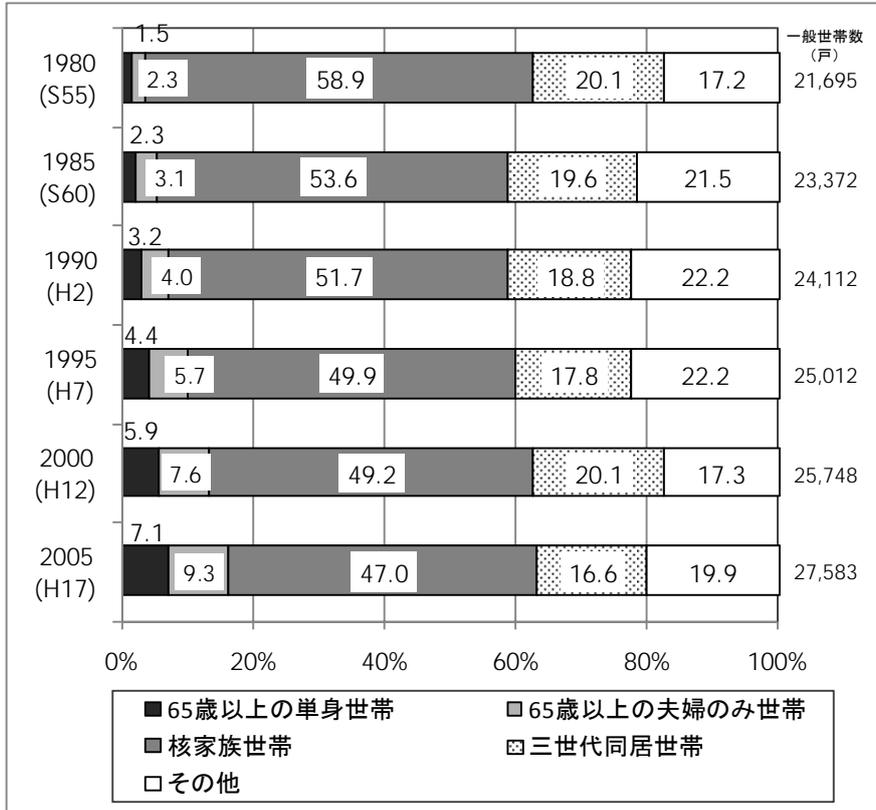
図表1-2 年齢3区分別人口（割合）の推移



資料：国勢調査（ただし、2010年の数値は住民基本台帳及び外国人登録）

世帯類型別世帯数の割合は、「65歳以上の単身世帯」と「65歳以上の夫婦のみ世帯」が増加傾向にあり、2005（平成17）年には「65歳以上の単身世帯」が7.1%、「65歳以上の夫婦のみ世帯」が9.3%となっています。本市の一般世帯のうち16.4%の世帯が家族の構成員が高齢者のみの世帯となっています。

図表1-3 世帯類型別世帯数(割合)の推移

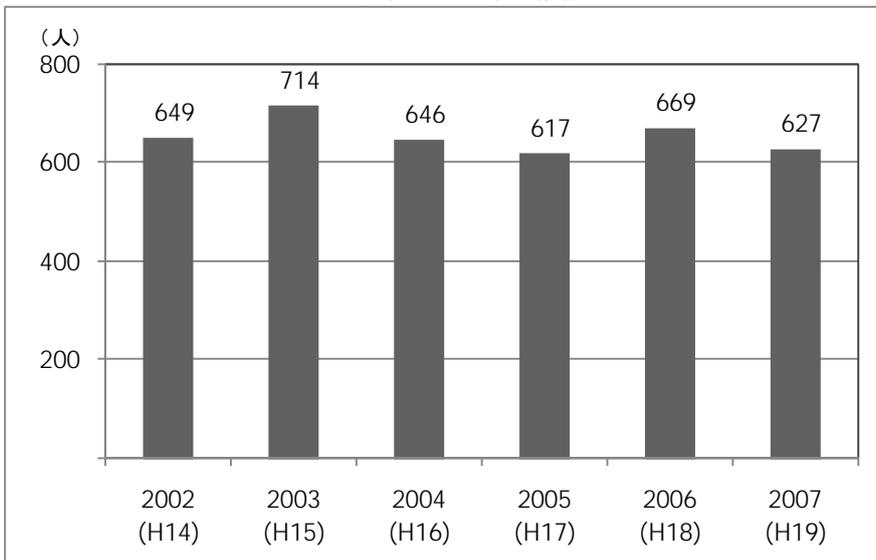


資料：国勢調査

## 2 蒲郡市の出生数の状況

本市の出生数は、600～700人で推移しています。

図表2 出生数の推移



資料：愛知県衛生年報

## 第2章 基本理念と基本方針

---



## 第1節 基本理念

本市は、日本一の生産量を誇る繊維ロープ、蒲郡みかん、長い海岸線と四つの温泉地や海と山の景勝を有する観光地などで全国に知られており、繊維産業、農業をはじめ、漁業、商業・観光、工業などの幅広い地域産業を男女が力をあわせて支えています。

さらに、自治会活動やボランティア活動などへの女性の参加が進むとともに、市民活動も盛んになってきています。様々な活動の中心的な役割を担って活躍する女性が増えてきており、協働のまちづくりの推進力が大きく高まっています。

しかし、いまだに「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識は根強く残っています。仕事上や諸活動でも女性は「縁の下の力持ち」として補助的な役割にとどまることが多く、企業活動やまちづくり・地域づくりに女性の能力が生かしきれていない状況があります。

固定的な役割分担意識にとらわれることなく、性別に関わらず市民の一人ひとりが尊重し合い、個性を生かし、いきいきと能力を発揮する新しい風を起こすことが課題です。

また、仕事と家庭生活とのバランスを大切に、男女が対等なパートナーとして快適で活力ある家庭・地域・職場を支えるいきいきした明日の蒲郡市をめざして、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

**男女いきいき 蒲郡**

**明日へ！ 帆に新しい風を**

## 第2節 基本方針

「男女いきいき蒲郡一明日へ！帆に新しい風を」の実現のために、市民一人ひとりの意識改革を進めるとともに、仕事と家庭生活が両立できるように社会全体を改革して、男女がいきいきと生活できる三つの生活・活動の場づくりを一層進めることを基本方針とします。

### <二つの視点の改革>

#### A 意識改革の推進

男女共同参画は、市民一人ひとりの価値観や生き方と同時に、社会のしくみ、慣習を改革することが必要です。基本的人権や個人の生き方を尊重する現代にあっては市民一人ひとりの意識改革により、個から全体を変革していくことが重要です。

このため、男女の人権の尊重を基盤として、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場で男女共同参画意識の醸成を一層進めます。

#### B 仕事と家庭生活の両立

個人の多様な生き方が尊重され、一人ひとりが能力を発揮し生きがいを見出し、社会的役割を果たすことが必要です。このため、個人が能力を生かすことができる仕事と、家族が楽しく支え合いながら生きていく家庭は両方とも大切です。「男は仕事・女は家庭」という考え方に縛られずに、誰もが仕事も家庭も大切に、バランス良く生活する意識や、そのための社会としての行動がますます重要です。

このため、就業における男女平等や、家庭・地域生活での男女共同参画を進めながら、市民みんなで仕事と家庭生活の両立をめざしていきます。

### <三つの場における改革>

#### 1 男女いきいき家庭づくり

男女が、それぞれの価値観に応じて生きることや、女性が社会的・経済的な自立をめざすことを促します。同時に、男性が生活面で自立し、男女が協力して家事、子育て、介護など家庭生活を担う風土づくりとそのための環境整備を進め、男女いきいき家庭づくりを促進します。

#### 2 男女いきいき地域づくり

男女が、地域活動やサークル・グループ活動に参加しやすくします。また、男女が共に社会の対等な構成員として、市の政策や地域活動などの方針の決定に参画し、地域社会を支えていくことにより男女いきいき地域づくりを進めます。

#### 3 男女いきいき職場づくり

仕事のうえで性別による差別を受けないこと、女性のエンパワーメント\*を高めること、企業の方針の決定に参画することなど、誰もが個人として等しく能力を発揮することができる職場をめざします。このために、子育てや介護などを必要とする家族がいる家庭への配慮や社会的な支援を充実して、男女いきいき職場づくりを促進します。

第2次蒲郡市男女共同参画プラン 体系図

基本理念

# 男女いきいき 蒲郡

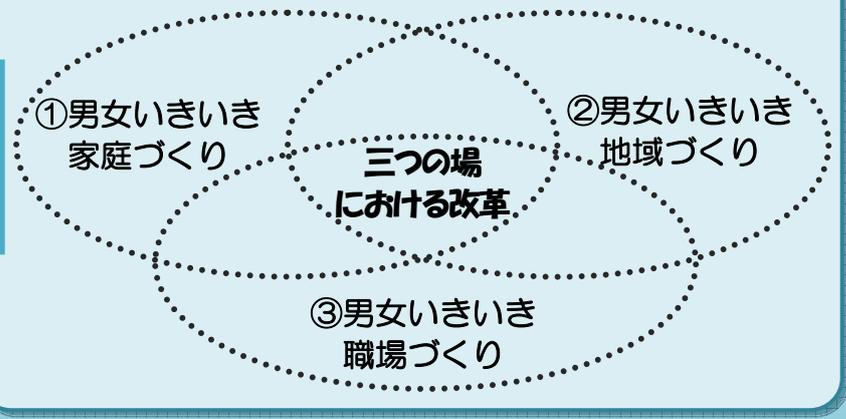
## 明日へ！帆に新しい風を

基本方針

A 意識改革の推進

B 仕事と家庭生活の両立

二つの視点  
の改革



基本計画

- 1 男女の人権の尊重
- 2 政策・方針決定過程への男女共同参画
- 3 就業における男女平等の推進
- 4 家庭・地域生活での男女共同参画
- 5 持続ある地域づくり  
協働による男女共同参画の推進



## **第3章 基本計画と推進に向けて**

---



# 第1節 基本計画

## 1 男女の人権の尊重

### 1-1 男女共同参画意識の醸成

#### 現状と課題

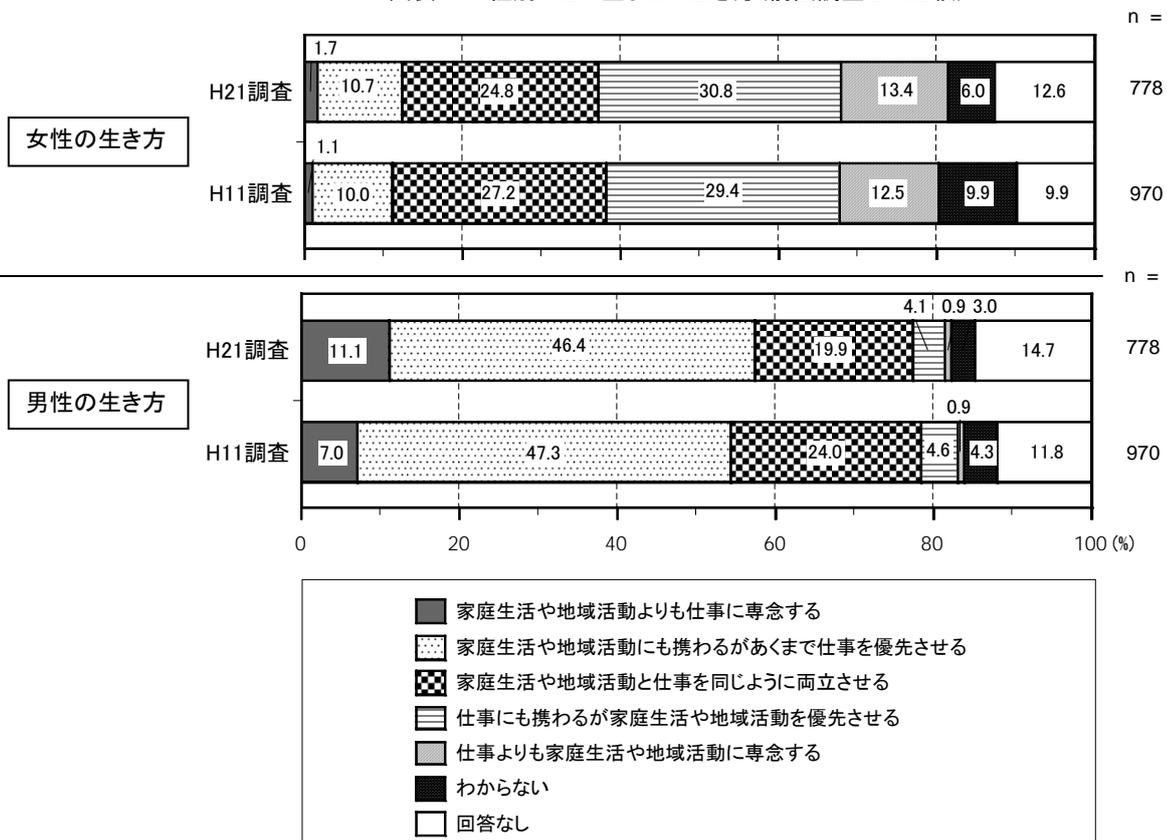
「市民アンケート調査」によると、女性の望ましい生き方として、家庭生活や地域活動を優先する（「仕事にも携わるが家庭生活や地域活動を優先させる」＋「仕事よりも家庭生活や地域活動に専念する」）と回答した人が合わせて4割を超えて高くなっています。

一方、男性の望ましい生き方として、仕事を優先する（「家庭生活や地域活動にも携わるがあくまで仕事を優先させる」＋「家庭生活や地域活動よりも仕事に専念する」）と回答した人は合わせて57.5%となっています。この結果は、前回の調査と比較するとわずかながら増えており、特に「家庭生活や地域活動よりも仕事に専念する」は前回の調査よりも4.1%増加していますが、その要因は男女共同参画に対する意識が後退したというよりもむしろ、最近の社会経済状況の影響がでているのではないかと考えられます。

市民の間には依然として性別による固定的な役割分担意識が根強く残っており、このことは性別にかかわらず自分らしく主体的に生きることを妨げることにつながると考えられます。

固定的役割意識や偏見を解消し、それぞれの個性や能力を生かしながら自らの意思で多様な生き方を選択できる社会の実現に向けて、市民の男女共同参画社会\*の認識を深める必要があります。そのため、あらゆる機会をとらえて積極的な広報・啓発活動を展開することが求められています。

図表1-1 性別ごとの望ましい生き方(前回調査との比較)



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

## 施策の方向

- 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、市民、企業、行政が男女共同参画に関する理解を深め、一丸となって取り組みます。
- 「男女共同参画都市宣言<sup>\*</sup>」の実施を検討するとともに、各種媒体やイベント等の広報機会を有効に活用した男女共同参画に関する情報提供の充実や、男女共同参画意識の醸成に努めます。

## 施策体系

<b>1-1 男女共同参画意識の醸成</b>	<b>(1) 男女共同参画意識の醸成</b>
------------------------	------------------------

## 主要施策と具体的な取り組み

### (1) 男女共同参画意識の醸成

- 男女共同参画に対する理解促進や意識向上を図るため、男女共同参画社会基本法<sup>\*</sup>やその改正状況などについて、迅速な情報提供に努めます。
- 市民や企業とともに、全市をあげての男女共同参画社会の実現に取り組むため、「男女共同参画都市宣言」の実施に向けて検討します。
- 男女共同参画に関するイベントなどを通して、広く市民に対して男女共同参画意識の啓発に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①男女共同参画意識の普及・啓発	企画広報課	○市の広報紙などにより男女共同参画意識の普及・啓発に努める。
②「男女共同参画都市宣言」実施に向けての検討	企画広報課	○市民、企業、行政の男女共同参画に対する意識の向上を図り、「男女共同参画都市宣言」の実施を検討する。
③男女共同参画社会基本法の周知・徹底	企画広報課	○男女共同参画社会基本法やその改正に関するパンフレット等を公共施設に置いたり、集会の機会などに配布することにより、市民への周知・徹底に努める。
④男女共同参画ホームページの充実	企画広報課	○男女共同参画のホームページを定期的に更新し、男女共同参画に関する情報の迅速な提供に努める。
⑤男女共同参画情報紙の発行	企画広報課	○男女共同参画に関する情報を提供するため、男女共同参画情報紙を毎年発行する。
⑥男女共同参画に関するイベントの開催	企画広報課	○男女共同参画社会の推進のため、「男女いきいきフォーラム」を年1回開催する。

## 1-2 男女の平等教育

### 現状と課題

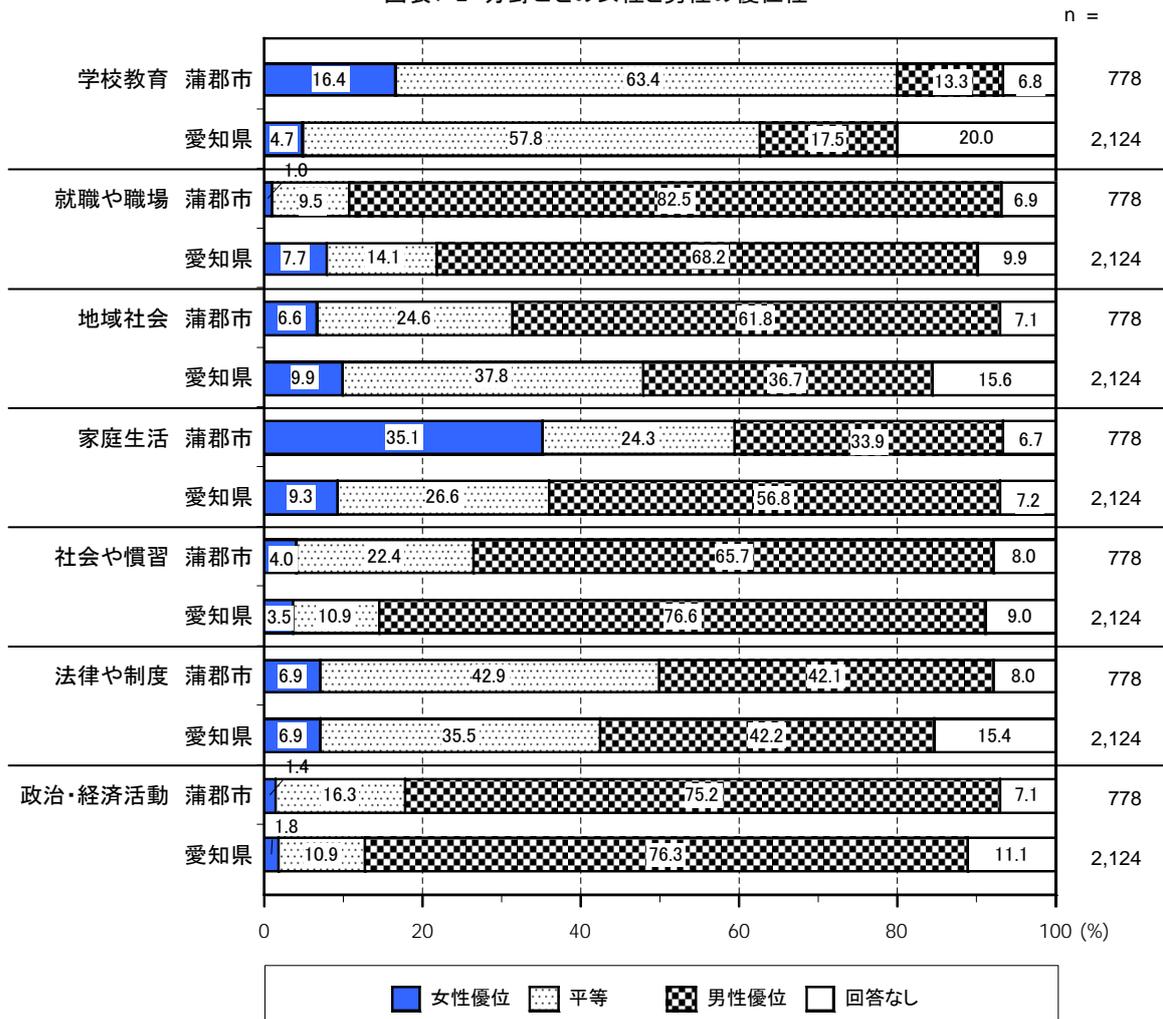
「市民アンケート調査」によると、分野ごとの女性と男性の優位性について、5つの分野において男性の方が優位である（「男性優位」+「やや男性優位」）と回答した人の割合が高く、特に「就職や職場」「政治・経済活動」「社会や慣習」「地域社会」において高くなっています。一方、学校教育については「平等」が63.4%と、ほかの項目と比べて圧倒的に高くなっています。

2008（平成20）年9月に実施された愛知県の調査と比較すると、本市の方が「就職や職場」「地域社会」において男性の方が優位であると感じている人の割合が高いものの、「家庭生活」において愛知県は女性が優位であると回答した人の割合が9.3%であるのに対して、本市では35.1%と高い割合となっています。

本市では、学校教育分野において、すなわち子どもをとりまく環境は男女の平等性が比較的確保されているものの、職場や地域社会活動では男性優位の状況となっています。一方、家庭生活では女性優位の状況となっています。

性差やお互いの違いを認めながらそれぞれの個性や能力を発揮し、助けあい尊重し合う社会をめざして、家庭、学校、地域・職場などライフステージ\*や生活の場面に合わせて、生涯にわたって男女共同参画を学べる多様な学習機会が確保されるようその支援を充実していくことが求められています。

図表1-2 分野ごとの女性と男性の優位性



資料：「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

## 施策の方向

○生活の中における様々な場面で男女の固定的な役割意識を除去し、男女共同参画に関する正しい理解と知識を身につけるため、地域や学校、企業等と連携しながら、様々な機会を活用し、ライフステージに応じた男女共同参画教育の充実を推進します。

## 施策体系

1-2 男女の平等教育	(1) 家庭での教育の充実
	(2) 学校での教育の充実
	(3) 地域・職場等での教育の充実

## 主要施策と具体的な取り組み

### (1) 家庭での教育の充実

- 家庭での子どもに対する男女共同参画の教育として、育児や介護などに女性も男性も参加するよう、その啓発の促進や、親子ともに参加できるイベント・講座の充実に努めます。
- 性別の違いによって子育てをするのではなく、子どもの個性を伸ばしたり、尊重したりする地域や家庭での子育て活動の啓発に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①家族全員での家事実践の啓発	企画広報課	○市の広報紙や男女共同参画情報紙などで性別による偏りのない家事実践を啓発する。
②子どもの個性を尊重する子育て実践の啓発	文化スポーツ課	○子供会のジュニアリーダーの育成と参加者の増加のための取組みに努める。
	健康推進課	○子どもの個性を尊重した子育てが実践できるよう、個々に合わせた保健指導を実施する。
③「親子ふれあい活動」の開催	学校教育課	○「家庭の日」の普及・推進を目的に、親子工作教室・料理教室、読み聞かせ、親子清掃活動、親を対象とした子育て講座、学校・学区合同体育祭・文化祭、地域ふれあい活動などを推進する。

## (2) 学校での教育の充実

- 子どもが男女平等を理解するとともに、自分の成長を実感し、成長を支えてくれた人達に感謝の気持ちを持ったり、自分や他者を尊重したりする教育の充実に努めます。
- 教員の男女共同参画に対する理解促進に努めるとともに、性別に関わらず教員の能力が発揮できるよう小中学校の人事交流機会や研修機会を提供します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①男女混合名簿の活用	学校教育課	○男女共同参画意識を啓発するため、小中学校において導入した男女混合名簿を活用する。
②自分の成長を実感し、家族の一員としての意識を高める教育の充実	学校教育課	○生活科や家庭科などの授業で、自分の成長を振り返り、自分の成長を実感し、家族の一員として自分のできることを増やしていくような教育の充実に努める。 ○中学校での家庭科の男女共修により、男女平等の意識を高め、家族の一員として家事を分担すること、また父親の育児への必要性を学ぶ機会の充実に努める。 ○保育実習を通して、自分の成長を実感し、父親として、母親として、育児に関わることの大切さへの気付きを促す機会の充実に努める。
③性教育の充実	学校教育課	○生活科、理科、保健、学級活動等の授業を通して、性に関する学習や自分の誕生と成長の様子などを知る学習の充実に努める。
④男女平等教育の推進	学校教育課	○相手を尊重し、思いやる心を育むため、男女混合の活動や道徳の授業の充実に努める。 ○性別や年齢にとらわれることなく男女や異学年が協力することの大切さを理解する授業を推進する。
⑤ジェンダー*にとらわれない進路指導の推進	学校教育課	○地域の人材を活用して、働くことや生き方を学ぶ(総合的な学習)とともに、職場体験学習等を実施することによってジェンダーにとらわれない進路指導を推進する。
⑥教職員の男女平等の教育研修への参加促進	学校教育課	○「教師のための男女平等教育セミナー」等への参加促進に努める。
⑦小中学校教育の人事交流の積極的な推進	学校教育課	○小中学校の人事交流を男女の別なく積極的に推進する。
⑧男女の別なく積極的な広域人事交流の推進	学校教育課	○中堅教員交流派遣等、男女の別なく教員の資質向上に努め、積極的な広域的人事交流を推進する。

**(3) 地域・職場等での教育の充実**

○地域や職場において、男女が自立し、お互いを尊重し合い支え合うパートナーとなるために、必要な情報や知識等の情報提供機会を充実するとともに、学習資料を公共施設窓口で提供するなど、地域・職場等における男女共同参画についての学習・研修を支援します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①情報提供体制の充実	企画広報課	○男女共同参画の学習資料や情報を公民館など公共施設窓口で提供する。
②男女の意識向上、生活能力向上のためのセミナーの開催	企画広報課	○定期的に男女共同参画意識や生活能力の向上を図るための講座を開講する。 ○男女共同参画講座への若い世代の参加を促進する。
③男女共同参画コーナーの充実	企画広報課	○公共施設等の男女共同参画コーナーの男女共同参画に関する情報・資料等を充実する。
④企業等での各種研修会の開催の促進	産業振興課	○男女共同参画に関する各種研修会開催促進について、蒲郡商工会議所会報に掲載する。

## 1-3 男女の人権の尊重

## 現状と課題

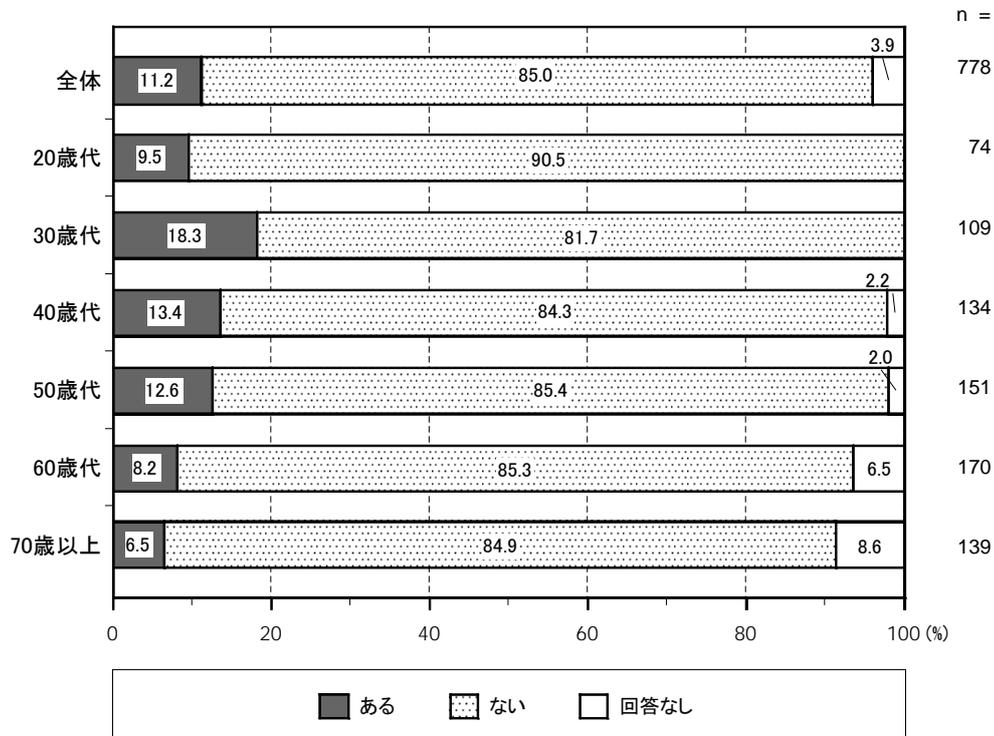
「市民アンケート調査」によると、ドメスティック・バイオレンス（以下 DV）※を受けた経験がある人の割合は全体の11.2%となっています。年齢別にみると30歳代が18.3%と他の年代に比べて高くなっています。また、DVを受けた時に相談をしなかった理由では、「自分（本人）さえ我慢すれば何とかかなと思ったから」が38.3%、「相談しても無駄だと思ったから」が36.2%と高い割合となっていますが、「どこ（だれ）に相談してよいのか分からなかった」が25.5%と全体の4分の1となっている点も見逃せません。

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む中で、被害者に対する偏見や夫婦・恋人・親子間という家庭内・個人的な事案であることも相まって、女性や子どもなどへのあらゆる暴力の問題は潜在化する傾向があります。

国では2001（平成13）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（「配偶者暴力防止法」）を制定しており法整備は進んでいます。市としても、男女の人権を尊重する社会づくりに向けて、性や性差に対する正しい理解を深めるとともに、女性や子どもなどへのあらゆる暴力や性的嫌がらせが人権侵害であるという認識を普及していくことが求められています。

また、市民・地域と連携して早期発見・未然防止に努めるとともに、相談窓口などのサポート情報の広報を強化する必要があります。

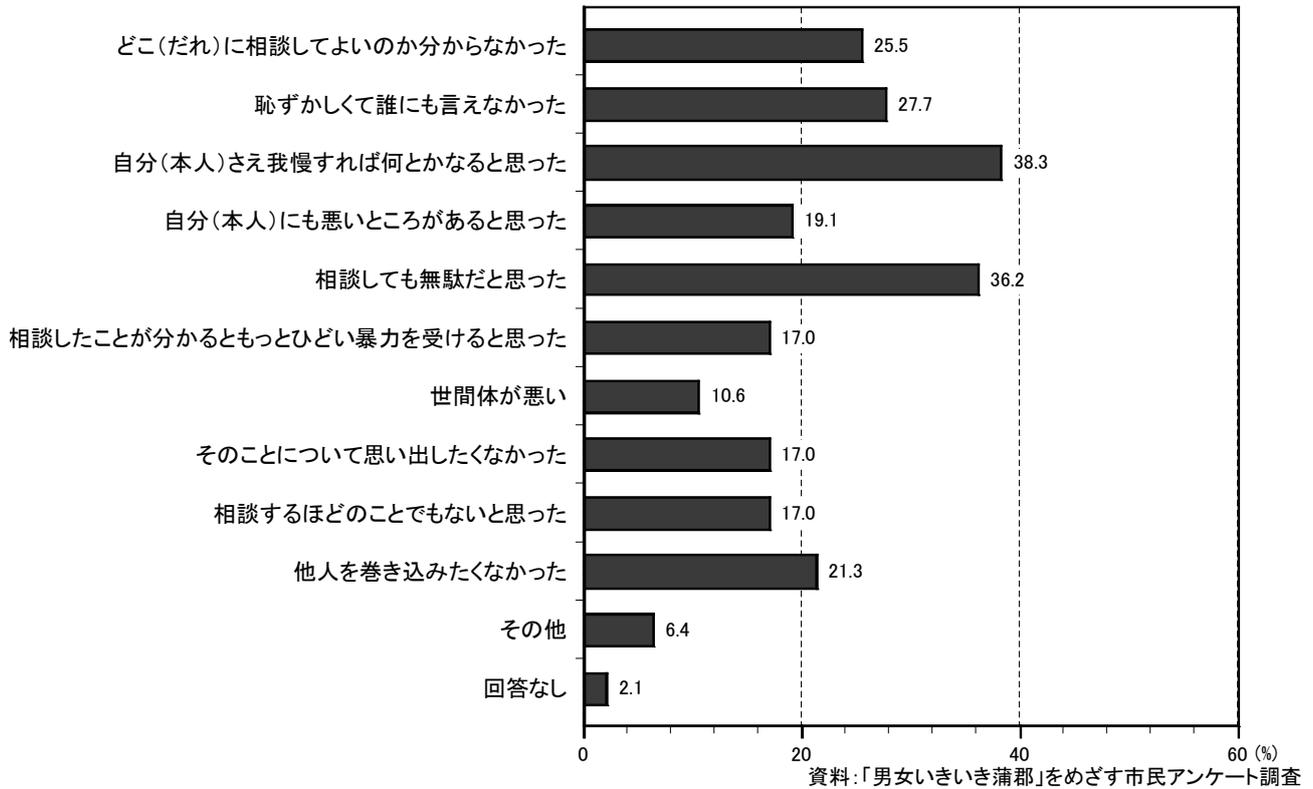
図表1-3-1 DVを受けた経験がある人(年齢別)



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

図表1-3-2 DVを受けた時に相談しなかった理由

n =47



### 施策の方向

- 男女の人権を尊重する社会づくりに向けて、性や性差に対する正しい理解や、女性や子どもなどへのあらゆる暴力や性的嫌がらせが人権侵害であるという認識を普及し、防止や被害者対策に努めます。
- 性的な指向（異性愛、同性愛、両性愛）に関して困難を抱えている場合や性同一性障害などを有する人々について必要となっている、人権尊重の観点からの配慮について検討します。

### 施策体系

1-3 男女の人権の尊重	(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) やデートDVなどのあらゆる暴力の根絶
	(2) メディアにおける男女の人権の尊重

### 主要施策と具体的な取り組み

#### (1) ドメスティック・バイオレンス (DV) やデートDVなどのあらゆる暴力の根絶

- DVやデートDVなどに関する情報提供や性教育・人権教育を充実し、女性や子どもなど人へのあらゆる暴力や性的嫌がらせの根絶を推進します。
- DVに対しては、相談体制の充実、避難所の確保などの被害者救済対策や、地域とともにDVの早期発見・防止に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①人権啓発活動の推進	市民課	○性別に関わらず、人権の尊重に関する啓発活動を推進するため、人権啓発事業を継続的に推進する。
②学校教育、社会教育での性教育・人権教育の推進	学校教育課	○人権意識や性に対する意識の高揚を図る集会や、道徳の授業の公開を推進する。 ○地域や関係機関とのネットワークを作り、いじめ、虐待等の早期発見に努める相談週間を設ける。
③広報等を通じた女性や子どもへの暴力根絶の啓発推進	企画広報課	○市の広報紙や男女共同参画情報紙などで、女性や子どもなどあらゆる暴力の根絶について随時啓発する。
④関連機関と連携したサポート体制の充実	児童課  市民課	○要保護児童対策地域協議会や県などの関係機関と連携し、児童虐待の実態把握、サポート体制の充実に努める。 ○よろず相談や無料法律相談業務などの相談についての情報提供に努め、利用を促進する。
⑤ドメスティック・バイオレンス(DV)やデートDVなどの周知の徹底	企画広報課 児童課	○様々な機会を活用して、DVやデートDV、セクシュアル・ハラスメント*についての正確な情報を提供する。
⑥ドメスティック・バイオレンス(DV)やデートDVの早期発見と対策の推進	児童課 長寿課 福祉課 健康推進課	○地域における、子どもや高齢者、障害者とその家族や介護・介助者の見守りや閉じこもり防止活動を促すとともに、庁内が連携して各種DVの早期発見と未然防止に努める。 ○被害者や子どもへのケアなどの対策を推進する。
⑦県に対して、家庭内暴力からの避難所整備の要請	児童課	○県の指定する一時保護施設入所前の居場所の設置を要望する。
⑧セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	産業振興課 学校教育課 企画広報課	○市の広報紙や蒲郡商工会議所会報などで、職場、学校、地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発を促す記事を掲載する。

#### 関連する取り組み項目

- ◆ 「5 持続的な地域づくりと協働による男女共同参画の推進」
  - ・ 「(2) 地域福祉活動の推進」
    - ①地域での支え合いを進める福祉活動の推進

**(2) メディアにおける男女の人権の尊重**

○多様化するメディアを適切に利用できるようにするため、また「性」や「暴力」を扱ったホームページや有害図書などのメディアから、子どもたちやそれに接することを望まない人達を守るため、情報モラル教育<sup>\*</sup>や見回り活動の充実に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①市の広報・出版物等においてジェンダー <sup>*</sup> にとられない表現の徹底	企画広報課	○市の広報紙等においてジェンダーにとられない表現を徹底する。
②情報モラル教育の充実	学校教育課	○有害情報に子どもがアクセスしないように、コンピュータ学習に情報モラル教育を位置づけ、確実に実施する。 ○携帯電話やインターネットのトラブルや事件に巻き込まれる危険性について、子どもや保護者への教育と周知に努める。
③有害情報等の環境浄化活動の促進	学校教育課	○PTAや地域と協力して、地域の見回りや情報交換などを進め、有害情報などの環境浄化活動を促進する。

## 2 政策・方針決定過程への男女共同参画

### 2-1 政策の立案・決定過程への男女共同参画

#### 現状と課題

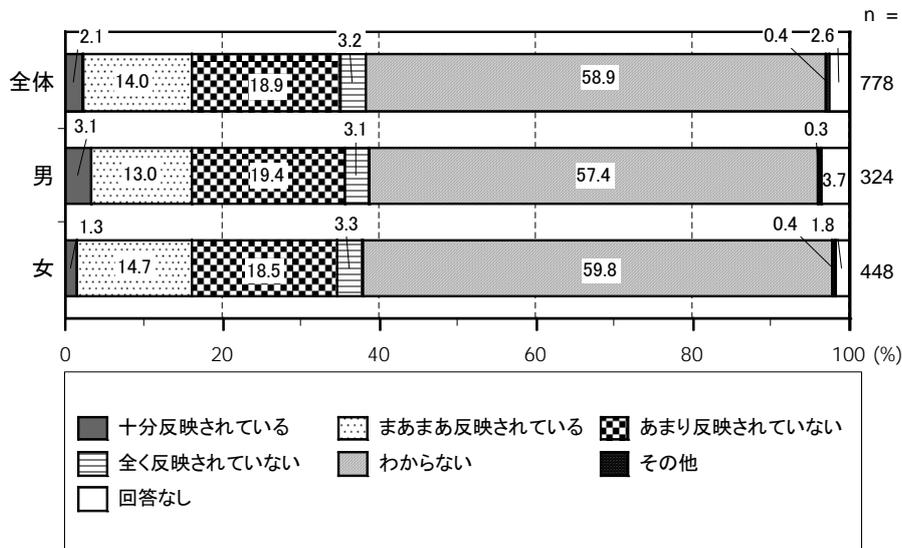
「市民アンケート調査」によると、市政や地域社会の運営に対して女性の意見が反映されている（「十分反映されている」＋「まあまあ反映されている」）と感じている人は16.1%に留まっており、「わからない」が58.9%を占めています。また、政治や行政に女性が進出していない理由は「男性優位の組織、運営」が54.2%と最も高くなっています。

本市における政策の立案・決定過程に参画する機会としては審議会等への参画がありますが、その審議会等への女性委員の登用率は、2004（平成16）年以降増加傾向にあるものの2009（平成21）年で16.7%と愛知県の23.8%に比べて低い状況です。

一方で、行政職員の管理職の女性比率は、2007（平成19）年以降急激に伸びており、2009（平成21）年には11.9%と愛知県の10.4%を上回っています。

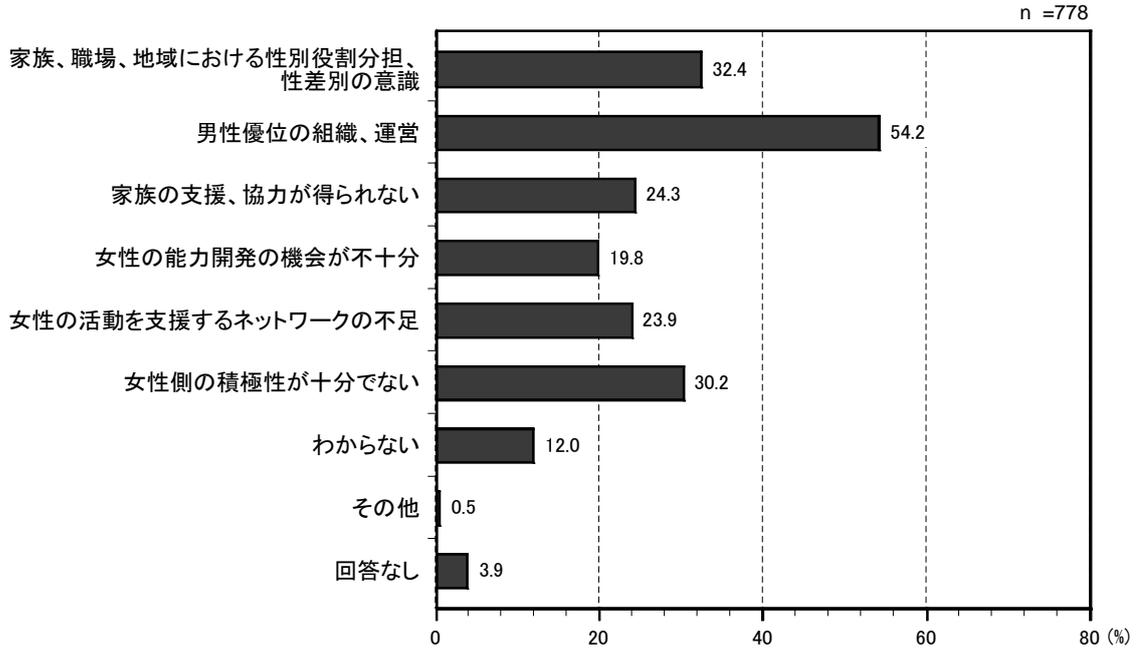
社会の構成員の半分を女性が占める中で、また、今後、持続可能でより生活課題に沿った市政運営を行っていくためには、多様な視点、新たな発想を取り入れていく必要があります。政策・方針決定過程への女性の参画をさらに進めていくことが求められています。

図表2-1-1 市政や地域社会の運営に対する女性意見の反映度



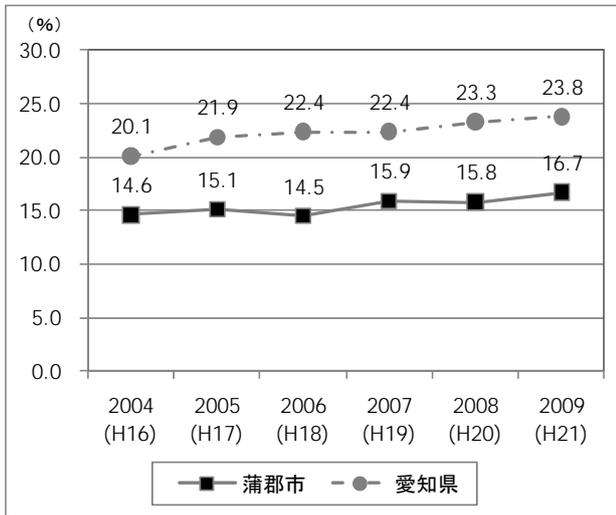
資料：「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

図表2-1-2 政治や行政において女性が進出していない理由

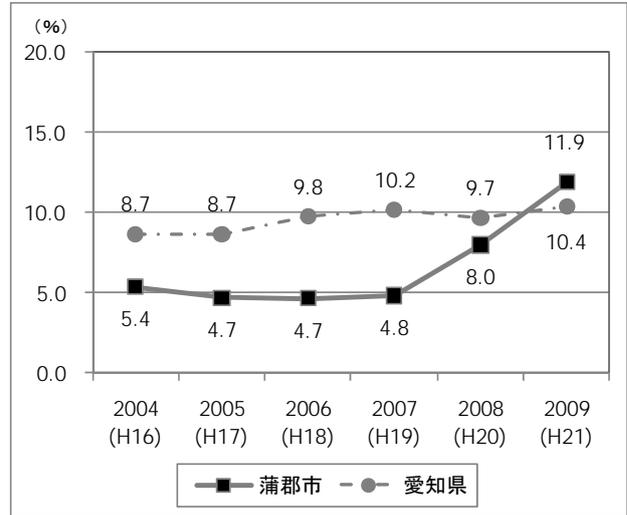


資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

図表 2-1-3 地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等における女性の登用状況(愛知県との比較)



図表 2-1-4 行政職員の管理職の女性比率(愛知県との比較)



資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

## 施策の方向

- 市政に女性の声を反映し、男女共同参画による活力あるまちづくりを進めるため、政策・方針決定過程において女性の参画機会を充実します。
- 多様な価値観、生活スタイルに応じた施策を考え、実現していくため、行政における男女共同参画を推進します。

## 施策体系

2-1 政策の立案・決定過程への男女共同参画	(1) 審議会等への女性登用の推進
	(2) 行政の男女共同参画の推進

## 主要施策と具体的な取り組み

### (1) 審議会等への女性登用の推進

- 市政に女性の声を反映させるため、各種計画策定等の審議会等への女性の登用を推進し、その状況を公表します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①女性のいない審議会解消と審議会への女性登用の推進	関係各課	○女性のいない審議会等の解消に努める。 ○審議会等への積極的な女性の登用を推進する。 ○農業委員の改選に際して、女性の農業委員の選任について農業委員会に依頼する。
②各審議会等女性委員の参画状況の公表	企画広報課	○各審議会等女性委員の参画状況をホームページなどで公表する。

### (2) 行政の男女共同参画の推進

- 市の女性職員の能力を適正に評価し活用するため、引き続き、庁内における男女共同参画意識の普及啓発や男女格差のない研修を行い、女性の職域拡大や管理職への登用を推進します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①職員研修の充実と意識改革の推進	人事課	○外部の女性講師を招いた研修を開催する等、職員研修の充実に努め、管理職を始めとして行政職員の男女共同参画に対する意識改革を継続して実施する。
②男女格差のない研修の継続	人事課	○職員研修を実施する際には、これまでと同様に、男女の区別なく、すべて同一年齢、同一研修とする。
③女性市職員の職域の拡大	人事課	○引き続き、これまでの慣習にとらわれることなく、女性の政策形成に携わる業務などへ職域の拡大に努める。
④女性市職員の管理職への登用の推進	人事課	○女性の多い職場である保育士・看護師を除く職場での課長補佐職以上（管理職）の登用を引き続き推進する。

## 2-2 地域組織、企業等の方針の立案・決定過程への男女共同参画

### 現状と課題

「市民アンケート調査」によると、市民が参加している社会活動グループ・団体での男女平等の実態として、「代表者は男性になることが多い」が48.8%、「会合の片づけやお茶入れ等は女性が行うことが多い」が35.4%となっています。

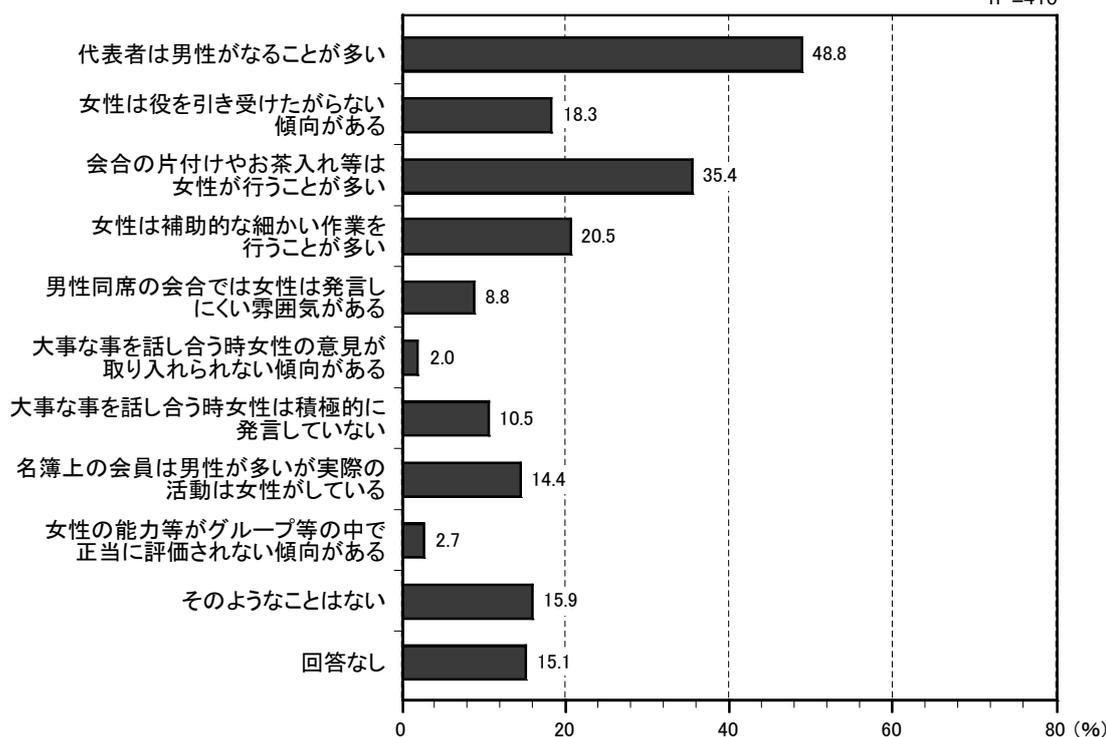
また、「市内企業アンケート調査」においても、管理職に占める女性の割合は「0%」が61.2%を占めており、地域活動・社会活動や企業における方針決定過程への男女共同参画は十分とは言えません。

しかしながら、平成22年版男女共同参画白書（内閣府）において、「女性の活躍と経済・社会の活性化」として特集が組まれており、女性の活躍を進めることが経済・社会の活性化にも有効であることが述べられています。

今後、ますます多様化する地域課題・社会課題に対応していくため、生活者の視点による活動や起業、新たな市場の創造などを展開していく必要があります。地域活動や企業等のあらゆる分野の方針決定過程において女性の参画を進めていくことが求められています。

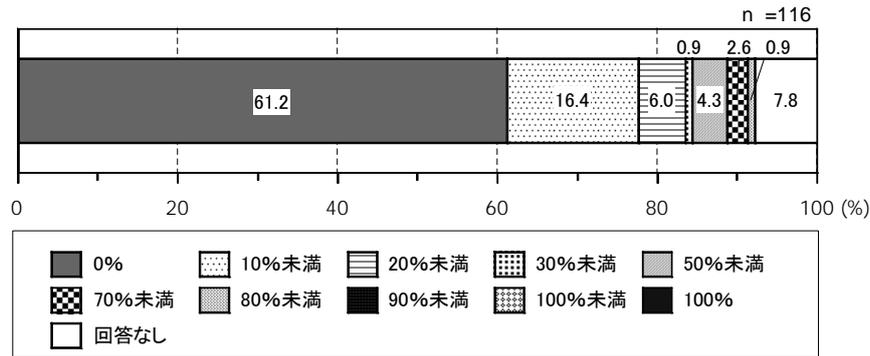
図表2-2-1 グループ・団体活動における男女平等の実態

n =410



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

図表2-2-2 管理職に占める女性の割合



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざして 市内企業アンケート調査

## 施策の方向

- 多様な地域活動・社会活動を展開していくため、女性が参画しやすい環境づくりに努めるとともに、地域組織や企業、関係団体等において、女性を管理職や役職員として積極的に登用することを促進します。

## 施策体系

2-2 地域組織、企業等の方針の立案・決定過程への男女共同参画	(1) 地域などの慣行の見直しの推進
	(2) 男女共同参画活動団体の育成・支援
	(3) 管理職・役職員等への女性登用の促進

## 主要施策と具体的な取り組み

### (1) 地域などの慣行の見直しの推進

- 従来の男性が「長」を務めることが圧倒的に多かった地域組織の慣行の見直しや、女性が地域活動に参加しやすい環境づくりを地域で進めるため、女性が活躍しているまちづくり事例の情報提供等に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①男女共同参画のまちづくり先進情報の提供	企画広報課	○地域等の慣行の見直しに向けて、女性団体を起点として、多くの女性がまちづくりや地域活動へ参加するよう、女性が活躍しているまちづくりに関する情報提供を充実する。
②男女共同参画による地域づくりの促進	行政課	○地域活動において、男女が対等なパートナーとして活動できるよう支援を行う。

## (2) 男女共同参画活動団体の育成・支援

- 男女共同参画の社会づくりを進めるため、女性団体などに対して、講座や研修機会、情報提供、活動の場の提供など活動支援を行います。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①自主的な女性団体・グループの活動支援の充実	産業振興課 福祉課 企画広報課	○国、県及びその他の機関等からの男女共同参画に関する情報等を、積極的に提供するなど、自主的な女性団体・グループの活動支援を充実する。
②男女共同参画を進めるリーダーの育成	企画広報課	○県が実施するリーダー養成のための知識や技術の修得を目的とした「女性教育指導者研修会」へ市民を派遣し、男女共同参画を進めるリーダーの育成に努める。
③男女共同参画に関する研修への派遣	企画広報課	○地域活動や男女共同参画活動団体への女性の参加を促進するため、県が実施する男女共同参画社会支援セミナーへ市民を派遣する。

## (3) 管理職・役職員等への女性登用の促進

- 企業等における女性登用を推進するため、市の広報紙などを通じた女性管理職に対する偏見の除去の啓発に努めます。
- 地域組織や企業、関係団体等に対して、性別ではなく能力に応じた管理職・役職員の登用を行い、女性管理職を拡大するよう啓発に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①女性管理職に対する偏見の除去の啓発	産業振興課	○企業内における女性管理職に対する偏見を除去するよう、蒲郡商工会議所会報を活用して、啓発に努める。
②事業主、関係団体等に対する女性管理職・役職員の拡大についての啓発・促進	産業振興課	○企業や関係団体において能力に応じた管理職人事・役職員の登用が行われるよう、市の広報紙や蒲郡商工会議所会報などで、啓発に努める。

### 3 就業における男女平等の推進

#### 3-1 女性の職業意識の形成と就職・起業に向けた支援

##### 現状と課題

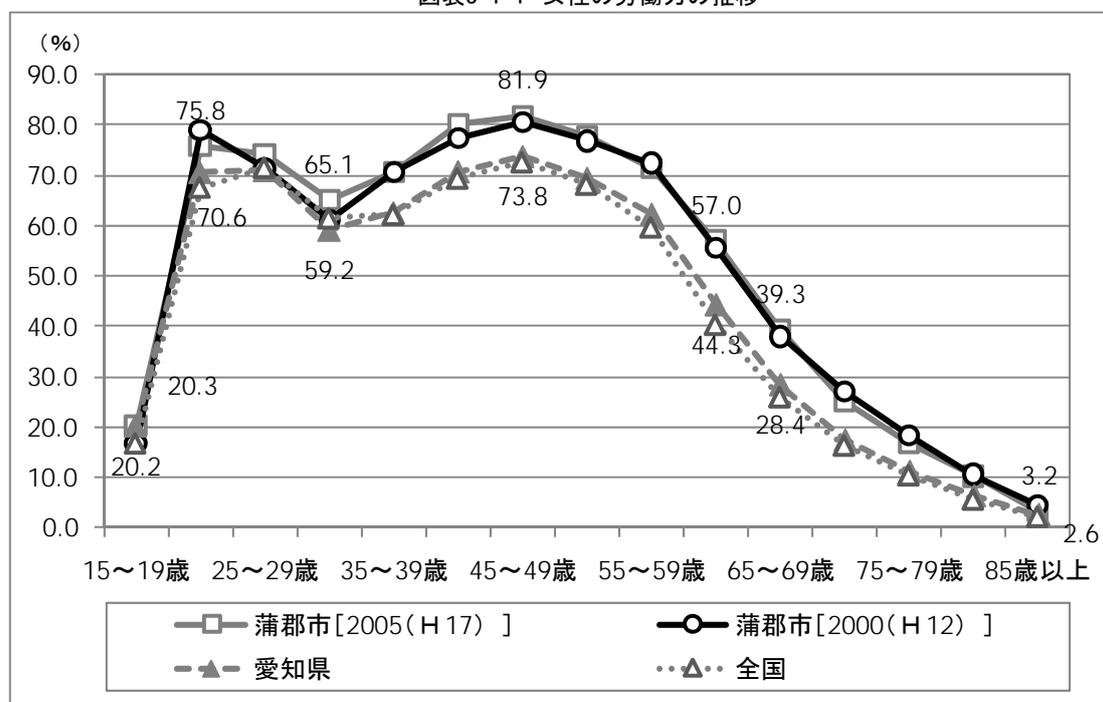
本市の女性労働力率<sup>\*</sup>は、国や県と比較して全体的に高い値となっています。年齢別にみると、20～24歳が75.8%と高く、子育て期間の30～34歳にかけて65.1%にまで落ち込んだ後、35～39歳になると再び上昇し始め、45～49歳では81.9%と最も高くなり、再び下降していきます。とりわけ子育てが一段落し、職場に復帰・再就職する40歳以上で高く、最も差が大きい60～64歳において愛知県と比較すると12.7ポイントも高くなっています。

「市民アンケート調査」でも、女性の就業のあり方として「子供ができれば職業をやめ、成長したら再び職業を持つ方がよい」が51.4%と最も高い割合となっています。しかし、「子供ができてもずっと職業を続ける方がよい」も24.9%を占めており、前回実施した調査と比較すると約10ポイント高くなっています。

これからの労働力の主体となる若い世代ほど「子供ができてもずっと職業を続ける方がよい」の割合が高く、女性の方が「子供ができてもずっと職業を続ける方がよい」の割合が高くなっています。

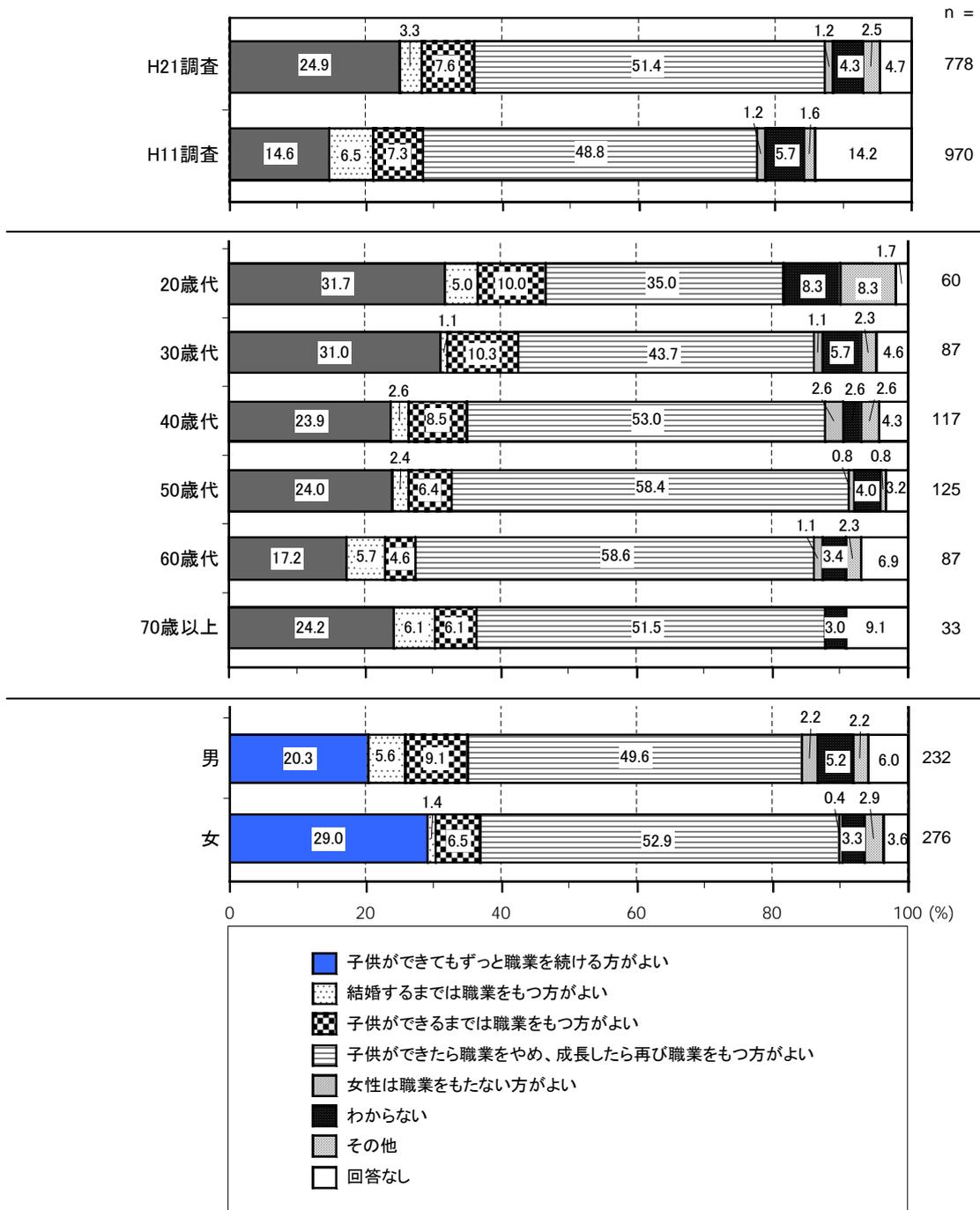
本市は、女性が繊維工業や農水産業など地域の産業を支えてきた歴史などから、今でも女性がよく働くまちです。さらに、女性の多様な生き方を認める等の価値観の変化や経済動向の影響から、子どもができてもずっと職業を続ける方がよいと考える市民も増えており、就業における男女平等の推進は重要な課題となっています。

図表3-1-1 女性の労働力の推移



資料：国勢調査

図表3-1-2 女性の就業と生活設計(前回調査比較、年齢別)



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

## 施策の方向

- 職場や仕事での男女共同参画を進めるために、女性自身が固定的な役割分担意識を解消し多様な職業・職種や起業について視野を広げるよう、生涯を通じた職業意識の啓発を推進します。
- 性別にとらわれず能力と意欲に応じて幅広い職種で活躍できるよう、職業能力の開発や、女性の就業や働き方の希望に応じたキャリアデザイン\*の指導を支援し、派遣就労、SOHO\*等の起業化など多様な働き方に対する支援の充実に努めます。
- 女性の就職や出産や子育てなどで職業から離れていた人の再就職の支援に努めます。
- 女性に対する就労相談を行いながら、情報交換・交流、サークルなどの活動の充実など、働く女性ネットワークづくりの支援に努めます。

## 施策体系

<b>3-1 女性の職業意識の形成と就職・起業に向けた支援</b>	(1) 女性の職業意識の啓発
	(2) 女性の職業能力形成の推進と就職・起業支援
	(3) 働く女性のネットワークづくりの支援

## 主要施策と具体的な取り組み

### (1) 女性の職業意識の啓発

- ジェンダー\*にとらわれず主体的に進路を選択する職業意識を育むことができるよう、学校や家庭、地域など生活の中における様々な場面での学習機会の充実や情報提供の推進に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①学校教育でのキャリア教育の推進	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生き方にかかわる道徳教育、総合的な学習、進路指導等を充実する。</li> <li>○生き方や職業について考える機会として、10歳（4年生）で「2分の1成人式」や職場体験学習等を実施する。</li> </ul>

### 関連する取り組み項目

- ◆「1-2 男女の平等教育」
  - ・「(1) 家庭での教育の充実」
    - ②子どもの個性を尊重する子育て実践の啓発
  - ・「(2) 学校での教育の充実」
    - ⑤ジェンダーにとらわれない進路指導の推進
  - ・「(3) 地域・職場等での教育の充実」
    - ②男女の意識向上、生活能力向上のためのセミナーの開催

## (2) 女性の職業能力形成の推進と就職・起業支援

○女性の職業能力形成を推進するため、新卒女性、働き続ける女性、再就職希望女性に対して、関係機関と連携した就労・起業支援講座や相談を実施するとともに、職業訓練や就業支援についての情報提供を充実します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①就労支援講座の開催（就職支援、就労継続支援、専門性獲得支援）	長寿課	○社会福祉協議会のふれあい蒲郡への協会員参加の支援に努める。 ○ケアマネジャー業務研修、介護相談員派遣事業を推進する。
②県・国等の女性起業家支援事業の活用促進	産業振興課	○県・国等の女性起業家支援事業の活用について、蒲郡商工会議所会報に掲載し、活用を促進する。
③県等が行う職業訓練やセミナー等の情報提供	産業振興課	○働く女性のために県等が行う職業訓練やセミナー等の情報についてポスターやチラシなどで公共施設窓口にて提供する。
④女性就業援助相談の充実	産業振興課	○県産業労働課、ハローワーク、蒲郡商工会議所と連携をとり女性就業相談の充実に努める。
⑤女性の再就職に関する情報提供などの充実	産業振興課	○県産業労働課、ハローワーク、蒲郡商工会議所と連携を図り、専門職登録制度や女性の再就職に関する情報提供や相談の充実に努める。
⑥女性による地域密着型産業の起業などチャレンジの支援	産業振興課 企画広報課	○女性や退職者等が自宅や空き店舗などにおいて起業することや、生活サービスを賄うことを支援する。 ○女性の再チャレンジ相談情報を広報する。

### 関連する取り組み項目

- ◆「3-2 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」
  - ・「(1) 雇用機会均等法など法律・制度の周知」
    - ①改正男女雇用機会均等法\*・労働基準法などの広報・啓発
    - ②改正育児・介護休業法\*の周知

### (3) 働く女性のネットワークづくりの支援

○働く女性の団体育成や活動支援、ネットワークづくりを推進します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①セミナー等を通じた働く女性のネットワーク形成支援	企画広報課 産業振興課	○セミナー等の受講者による働く女性の情報交換や仲間づくりのためのネットワーク形成を支援する。 ○蒲郡商工会議所と連携をとり、就労支援講座等の修了者による自主的な各種学習会、研修会を開催する。
②活動についての相談・情報提供	企画広報課	○国、県及びその他の機関等からの男女共同参画に関する情報等を、積極的に蒲郡市女性団体連絡会加入団体などへ提供する。
③リーダー研修会の開催等、女性指導者の育成	産業振興課	○県農業改良普及課・漁協と連携をとり、リーダー研修会の開催や女性指導者の育成について実施する。
④働く女性の団体・グループの活動の支援	産業振興課	○なごみ会など商店街女性部の活動を支援する。
⑤女性農業・漁業者団体等の活動支援	産業振興課	○農村生活アドバイザー、蒲郡市漁協女性部連絡協議会の活動を支援する。

#### 関連する取り組み項目

- ◆「2-2 地域組織、企業等の方針の立案・決定過程への男女共同参画」
  - ・「(2) 男女共同参画活動団体の育成・支援」
    - ①自主的な女性団体・グループの活動支援の充実
    - ②男女共同参画を進めるリーダーの育成

## 3-2 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

### 現状と課題

国では、雇用の機会・待遇における女性に対する差別を禁止した改正男女雇用機会均等法<sup>\*</sup>や改正育児・介護休業法<sup>\*</sup>の施行など、意欲と能力に応じて男女が均等な待遇で働ける法制度の整備が進められています。しかし、P17の「図表1-2 分野ごとの女性と男性の優位性」からもわかるように、実社会の就職や職場環境においては、依然として男性優位と感じている状況があります。

職場環境や制度自体が男性のみが働くという考えを前提とした環境となっており、家事や子育ての負担が多い女性が働いたり、家事や子育てを分担しながら働きたい夫婦が働くにはまだまだ多くの課題が残っています。

「市内企業アンケート調査」によると、約9割の企業が、女性従業員が働きやすい環境や制度を整えることによってメリットがあると回答しています。しかしながら、厚生労働省が整備している仕事と家庭の両立を図る支援制度等の認知状況は極めて低い状況であり、企業は女性が働きやすい環境や制度を整える必要性は感じているものの、具体的な対策を講じるための支援が必要な状況です。

また、女性従業員を活用する問題点として、「家事・育児等の家庭的責任を優先する人が多く、仕事の融通がきかない」が43.1%、「女性の職業意識が低い」が27.6%など、女性の仕事に対する姿勢をあげる企業が多い状況です。

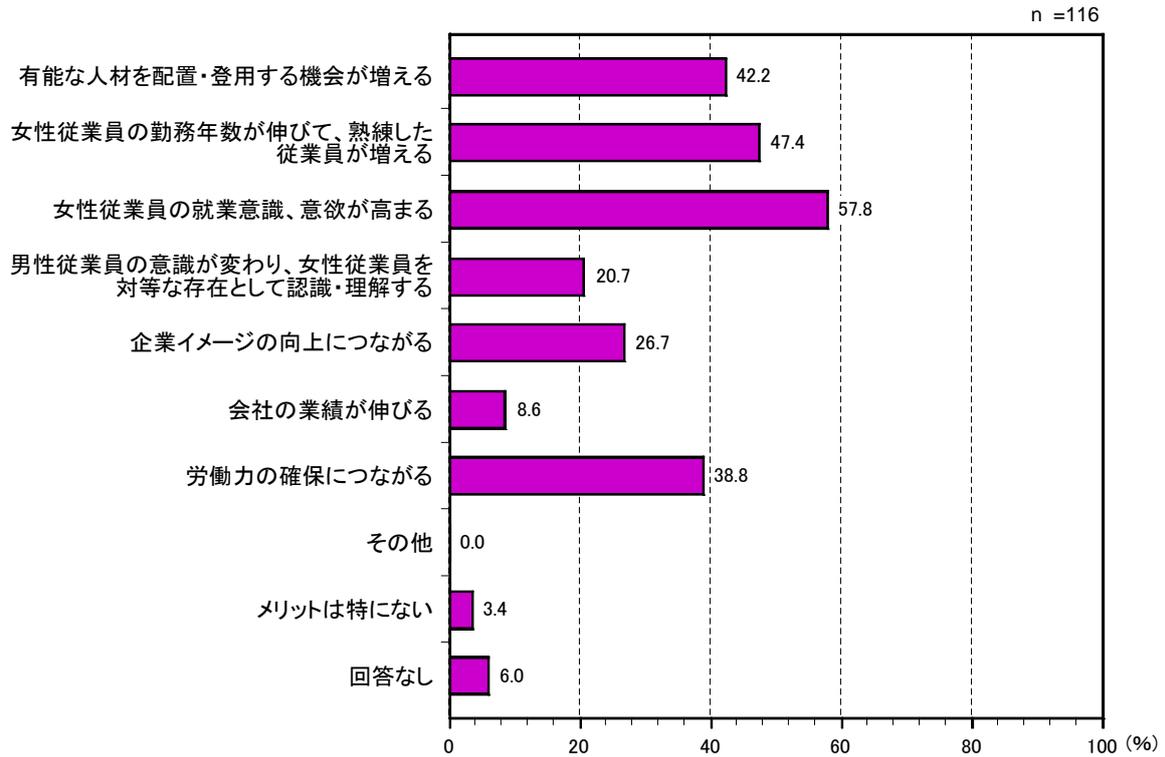
近年、雇用の不安定化が進んでいるとともに労働力人口が減少しています。誰もが、とりわけ女性が多様な働き方を選択でき、安心して働き、能力を発揮できる場を確保していくため、女性の職業意識と職業能力の形成支援や就職支援が求められています。

一方で、内閣府は2008（平成20）年1月に「仕事と生活の調和推進室」を設置し、仕事と生活との関係について、「仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものであるが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する」としています。

そして、仕事と生活の「不調和」が、「働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまで繋がっている」という見解を示しています。

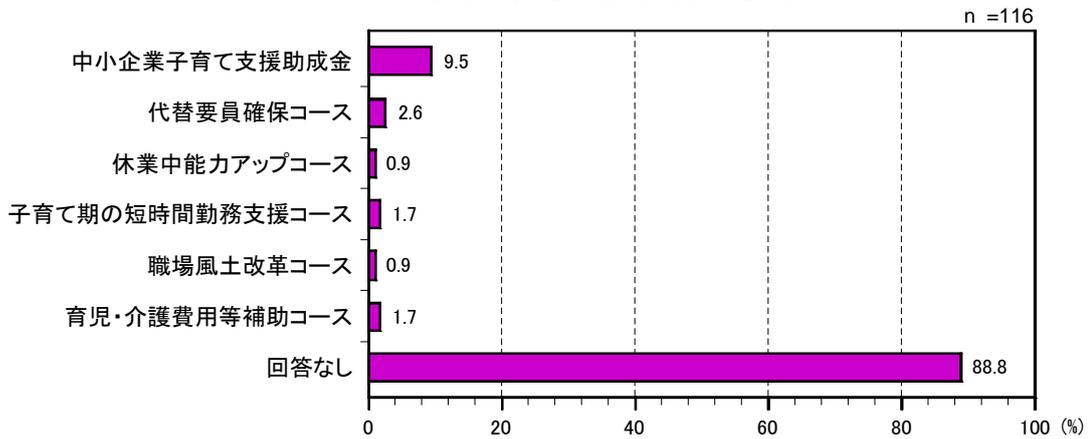
誰もが働きやすい環境を整え、一人ひとりが望む生き方ができる社会を実現するために、雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、仕事と家庭等の両立支援などが求められています。

図表3-2-1 女性従業員が働きやすい環境や制度を整えることの企業にとってのメリット



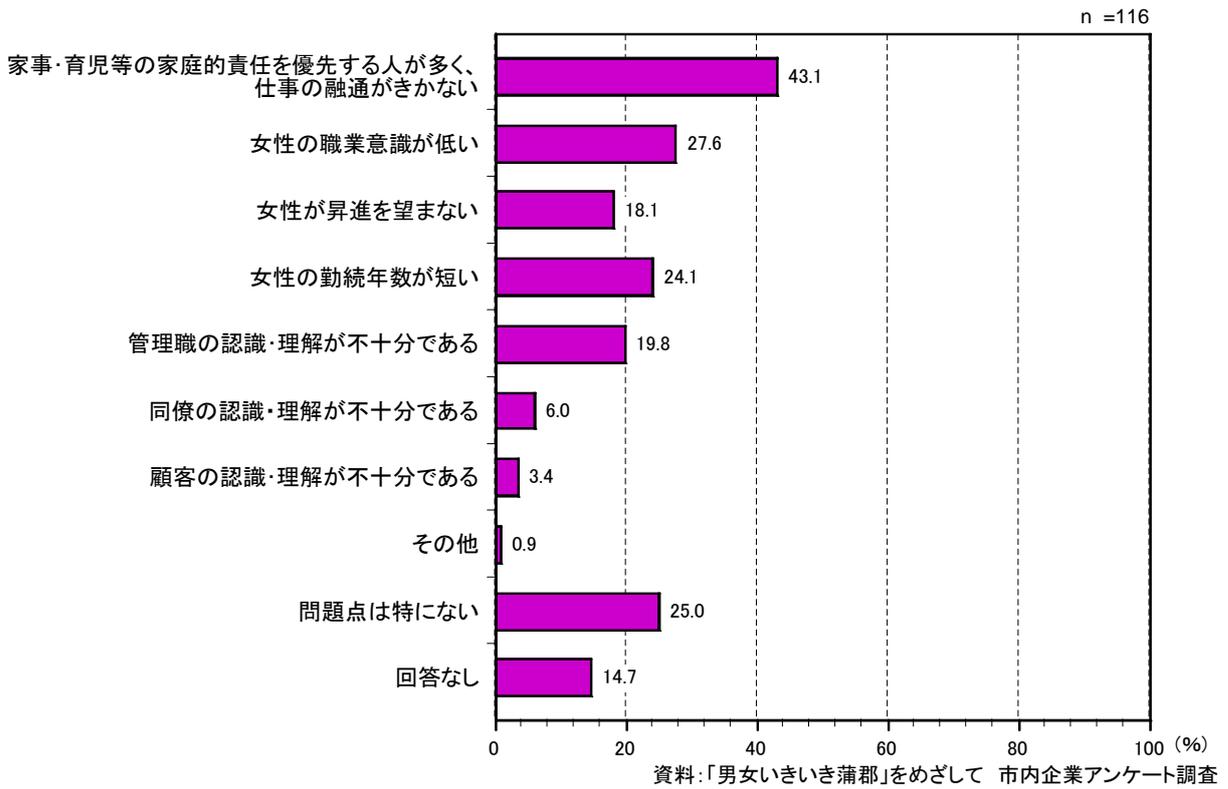
資料:「男女いきいき蒲郡」をめざして 市内企業アンケート調査

図表3-2-2 仕事と家庭の両立を図る支援制度の認知状況



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざして 市内企業アンケート調査

図表3-2-3 女性従業員を活用する問題点



### 施策の方向

- 雇用における男女の機会の均等を図るため、労働関係法令の周知、情報提供や労働条件の改善に向けた啓発を実施します。
- 男女ともに家事や育児をしながら働き続けることができるよう、仕事と家庭等の両立を支援します。
- 自営業における男女共同参画を促します。

### 施策体系

<b>3-2 雇用における男女の 均等な機会と待遇の確保</b>	(1) 雇用機会均等法など法律・制度の周知
	(2) 仕事と家庭等の両立支援
	(3) 自営業でのパートナーシップ**の確立

## 主要施策と具体的な取り組み

### (1) 雇用機会均等法など法律・制度の周知

○雇用での男女平等を促進するために、市民・事業主を対象として労働関係法令などの周知・啓発に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①改正男女雇用機会均等法・労働基準法などの広報・啓発	産業振興課  企画広報課	○企業の経営者が集まる機会などや市の広報紙、蒲郡商工会議所会報などを活用して、改正男女雇用機会均等法、パートタイム労働法*及び指針など就労に関連する法律や制度について説明し、労働条件の改善に向けた啓発を行う。  ○ポスターの掲示、チラシの設置、市の広報紙、蒲郡商工会議所会報などにより、改正男女雇用機会均等法・労働基準法の周知に努める。
②改正育児・介護休業法の周知	産業振興課 企画広報課	○企業の経営者が集まる機会や市の広報紙、蒲郡商工会議所会報などを活用して、改正育児・介護休業法の周知に努める。

#### 関連する取り組み項目

- ◆「1-2 男女の平等教育」
  - ・「(2) 地域・職場等での教育の充実」
    - ④企業等での各種研修会の開催の促進
- ◆「1-3 男女の人権の尊重」
  - ・「(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) \*やデートDVなどのあらゆる暴力の根絶」
    - ⑧セクシュアル・ハラスメント\*防止対策の推進

### (2) 仕事と家庭等の両立支援

○男女ともに家庭生活と仕事等が適切なバランスで両立できるよう、改正育児・介護休業法の周知とその取得促進に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランス\*について周知します。  
○職場での母性保護を進めるために、母性保護の職場づくりについて啓発します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①育児・介護休業の取得の促進	産業振興課	○蒲郡商工会議所会報に改正育児・介護休業法について掲載する。 ○育児・介護休業の取得促進に努める。
②ワーク・ライフ・バランスについての周知の推進	産業振興課 企画広報課	○市の広報紙、蒲郡商工会議所会報などで、仕事と生活との調和を図ることの重要性の周知やそのための先進的な取り組み事例についての情報提供を推進する。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
③ファミリー・フレンドリー企業*の普及促進	産業振興課	○蒲郡商工会議所会報により、ファミリー・フレンドリー企業の普及に努める。
④母性保護の職場づくりの促進	産業振興課	○蒲郡商工会議所会報を活用して、母性保護の職場づくりの促進に努める。

#### 関連する取り組み項目

- ◆「4-1 家庭生活での男女共同参画の推進」
  - ・「(2) 子育て支援の充実」
    - ③保育サービスの充実
    - ⑤地域の子育て支援活動の充実
  - ・「(3) 高齢者等への介護、福祉サービスの充実」
    - ②介護サービスの充実
    - ④在宅福祉サービス・施設福祉サービス、社会参加支援サービスの充実
- ◆「5 持続可能な地域づくりと協働による男女共同参画の推進」
  - ・「(2) 地域福祉活動の推進」
    - ①地域での支え合いを進める福祉活動の推進
    - ②ボランティア、NPOが連携した福祉活動の促進
    - ③住民参加型有償サービス・NPOの支援

### (3) 自営業でのパートナーシップの確立

○農業や商工業者等の自営業において女性の労働が正しく評価され、女性の地位向上につながるよう労働環境や条件の改善を促します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①女性自営業者に対する技術・経営などの研修・交流機会の拡充	産業振興課	○国の行う自営業者向けの研修会などの情報提供を行う。 ○農村生活アドバイザー、他県農村女性団体との交流などについて県農業改良普及課と連携をとり推進する。
②パートナーシップ型経営の推進	産業振興課	○農家における家族経営協定締結を推進する。
③労働に対する適切な報酬支払いの促進	産業振興課	○労働に対する適切な報酬支払いについて、ポスターの掲示、チラシの設置により啓発に努める。
④農村生活アドバイザー認定事業の促進	産業振興課	○女性農業者の地域リーダーの拡充の促進に努める。

## 4 家庭・地域生活での男女共同参画

### 4-1 家庭生活での男女共同参画の推進

#### 現状と課題

「市民アンケート調査」によると、家事・子育てなどにおける夫婦の役割分担の状況について、食事の支度、片付けなどの日常的な家事は7割以上の家庭で「妻」が行っており、家事における女性の負担は共働きをしているか、していないかに関わらず大きくなっています。

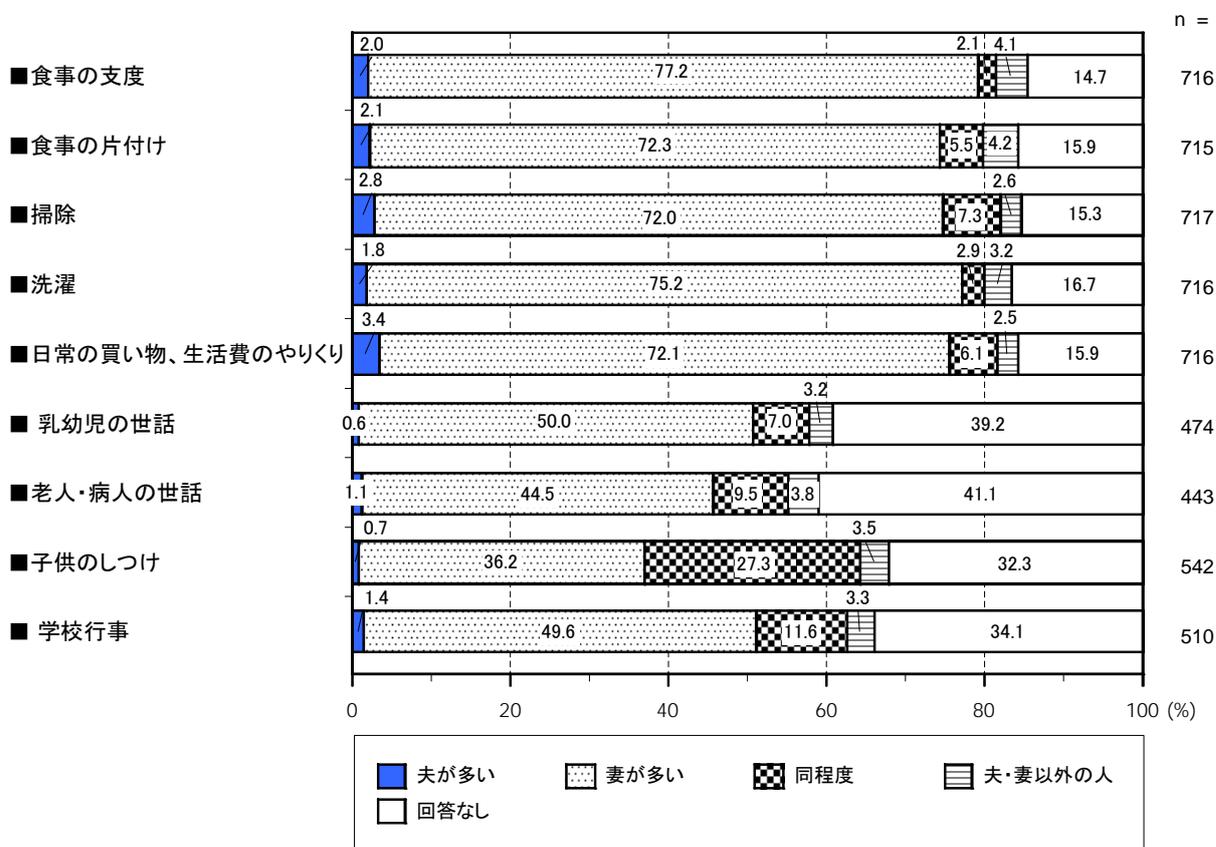
乳幼児、老人・病人の世話などについても「妻」の割合が高くなっていますが、「子供のしつけ」については「同程度」が約3割となっています。

また、男性が女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」「夫婦の間で家事などの分担をするよう十分に話し合うこと」「男性が、家事などに参加することによるライフスタイルの変化に対する抵抗感をなくすこと」が35%を超えて多くなっています。

国は、P36にも記載したように、仕事と合わせて家事・子育てや近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができない重要なものであり、家庭・地域生活の充実があってこそ、人生の生きがいや喜び、充実感が倍増するとしています。

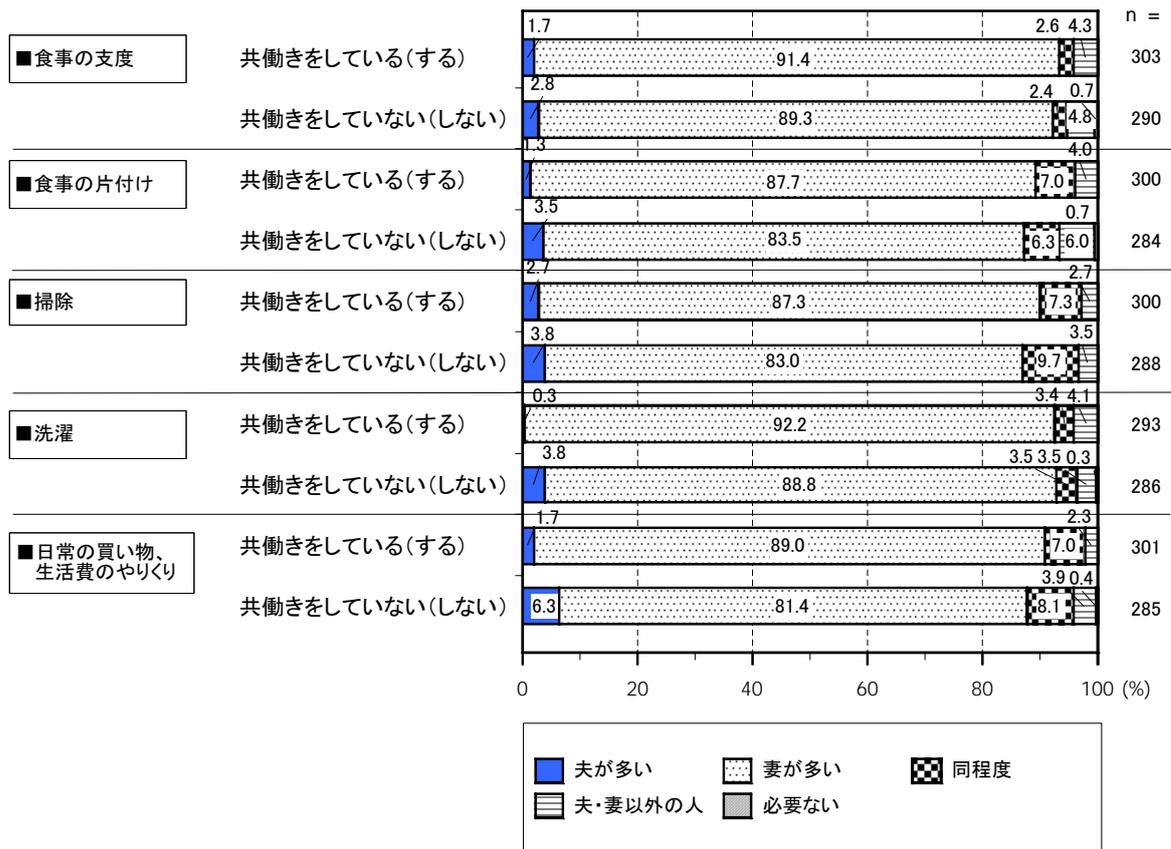
仕事と生活の調和を図るには、雇用における男女共同参画とともに家庭・地域生活での男女共同参画を進めていく必要があります。家庭・地域生活の重要性の啓発と合わせて、子育てや介護サービスの充実などを図っていく必要があります。

図表4-1-1 家事・子育てなどにおける夫婦の役割分担の状況



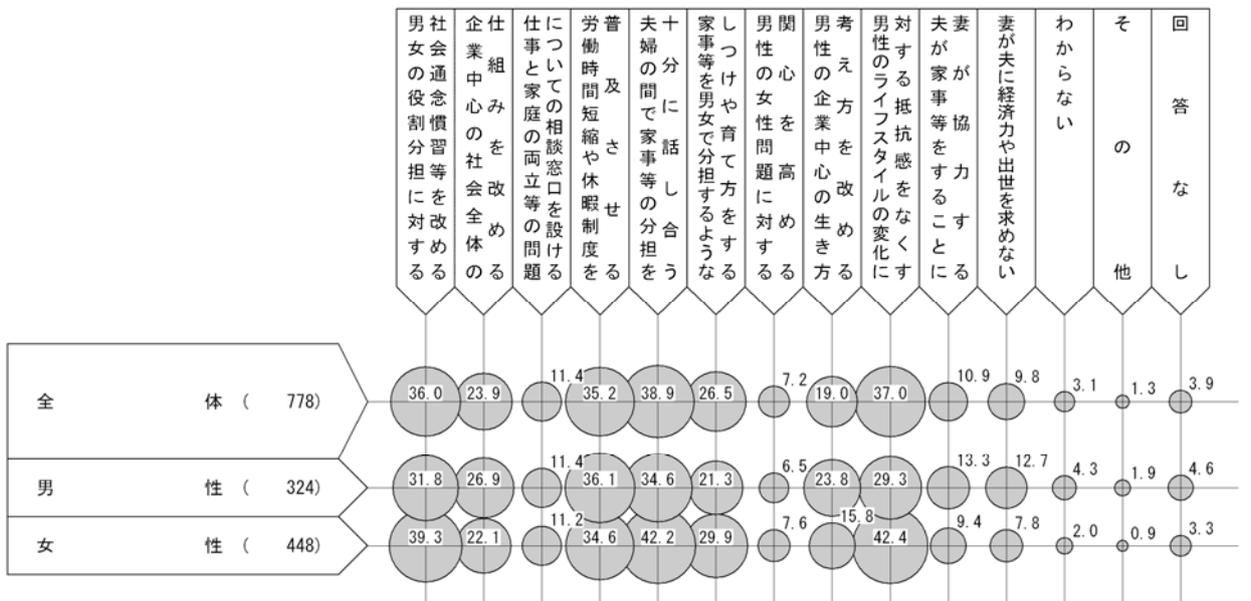
資料:「男女いきいき蒲郡」をめぐる市民アンケート調査

図表4-1-2 家事・子育てなどにおける夫婦の役割分担の状況(共働きの状況)



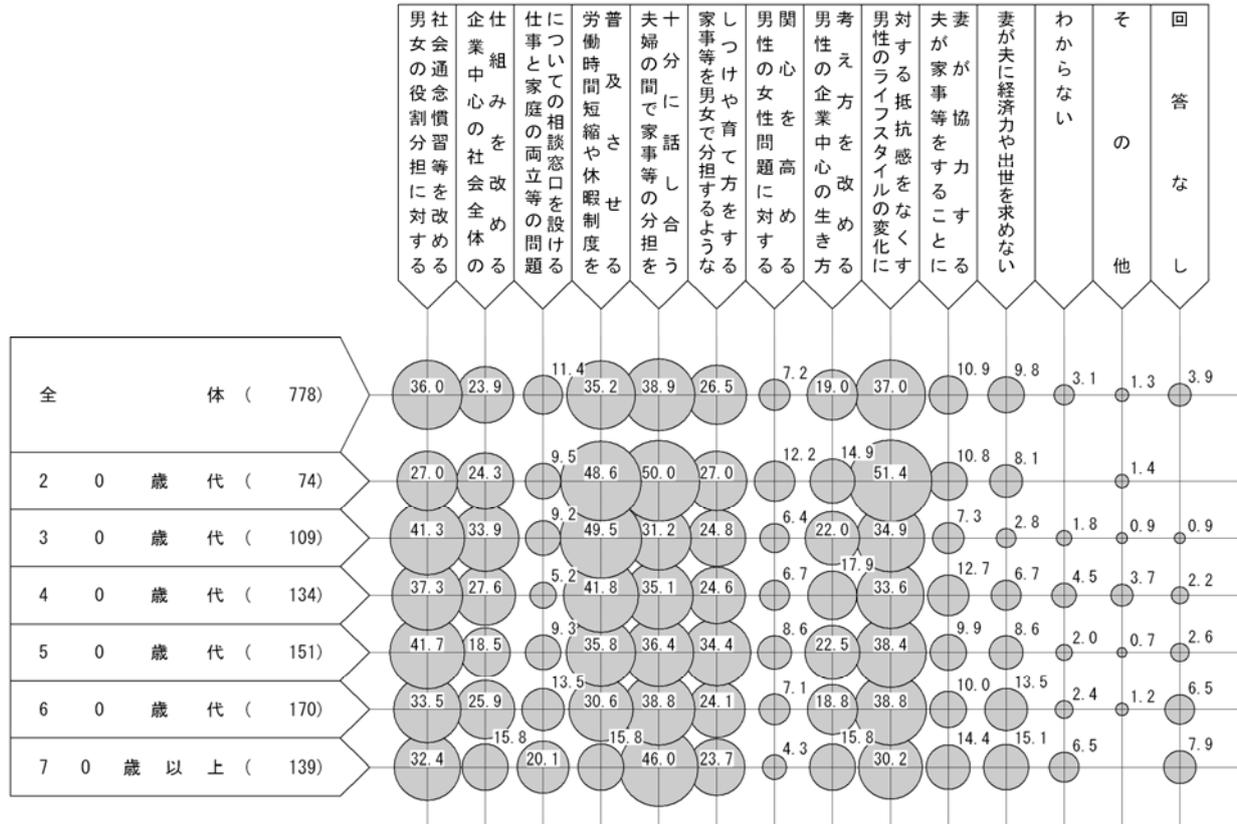
資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

図表4-1-3 家庭や地域における男女共同参画に必要なこと(性別)



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

図表4-1-4 家庭や地域における男女共同参画に必要なこと(年齢別)



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

## 施策の方向

- 家事、子育て・介護などを男女が共同で責任を持って行い、男女ともに仕事と家庭の調和のとれた生活を送ることができるように、家庭生活の男女共同参画を促進します。
- 子育て中の共働き家庭、介護が必要な家族を抱えた家庭等に対する子育て・介護等の支援を充実します。

## 施策体系

<b>4-1 家庭生活での男女共同参画の推進</b>	(1) 家事等への男女共同参画の促進
	(2) 子育て支援の充実
	(3) 高齢者等への介護、福祉サービスの充実
	(4) ひとり親家庭等の自立支援

## 主要施策と具体的な取り組み

### (1) 家事等への男女共同参画の促進

- 家庭での性別による固定的な役割分担の解消に向けた啓発に努めるとともに、男性の家事、子育て、介護等への参画を促すために子育てなどの技術習得機会や情報提供を充実します。
- 男性の妊娠や妊婦、子育てに対する理解促進に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①男女の家庭責任についての広報・啓発	企画広報課	○市の広報紙や男女共同参画情報紙などで、家事・子育て、介護などにおける男女の家庭責任についての啓発に努める。
②男女共同による子育て意識の啓発と家庭教育講座の充実	児童課	○地域子育て支援センターで実施している「ほほえみサロン」への父親の参加を啓発する。 ○「つどいのひろばさんぽ道」パパ講座を充実する。
	健康推進課	○父親が参加する子育て教室等において、父親の育児参加、夫婦で子育てをする意識を啓発するとともに、妊娠中から夫婦で協力して子育てできるよう講話・体験・実習等を実施する。
③家事・育児技術の初心者向け情報の提供	文化スポーツ課	○家庭教育学級などの実践的な講座を継続的に実施し、子育て情報を提供するとともに、個別指導を実施する。

## (2) 子育て支援の充実

- 男女が共に家事・子育て等の家庭生活と職業生活の両立ができるよう、子育て相談や保育サービス、児童館・児童クラブの運営などの子育て支援サービスを充実します。
- 地域子育て支援センターと連携し、市民参加による地域ぐるみの子育て支援活動を促進します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①子育て相談の充実	児童課  健康推進課	○地域子育て支援センター・家庭児童相談室での相談事業を実施する。  ○保健センター等で子育て相談を実施する。 ○地区担当保健師が継続的に関わり、個別相談を実施する。
②育児教室の開催	健康推進課  文化スポーツ課	○子育てに関する教室を実施する。  ○子育てネットワーク活用モデル事業を活用し、市民との協働により子育て教室などの事業を実施する。
③保育サービスの充実	児童課 福祉課	○低年齢児保育、延長保育の充実に努める。 ○ファミリー・サポート・センターを開設する。
④児童館・児童クラブ事業の充実	児童課	○児童館・児童クラブの運営を充実する。 ○児童クラブにおける障害児受け入れを推進する。
⑤地域の子育て支援活動の充実	児童課  健康推進課	○子育てに関する総合的な支援を行う地域子育て支援センターの活動を充実する。 ○地域で子育て支援活動を行う自主サークルの育成を図るため、活動場所や活動に必要な情報を提供する。  ○こんにちは赤ちゃん訪問員の養成や子育てボランティアの支援に努める。
⑥地域の子育て支援活動のネットワークの推進	児童課  健康推進課	○母子保健推進会議や子育て支援ネットワーク協議会を開催し、子育て関係機関の連携を強化する。  ○子育て支援関係者研修会等を開催し、子育て関係機関の連携を図る。

### 関連する取り組み項目

- ◆「5 持続可能な地域づくりと協働による男女共同参画の推進」
  - ・「(2) 地域福祉活動の推進」
    - ①地域での支え合いを進める福祉活動の推進
    - ②ボランティア、NPOが連携した福祉活動の促進
    - ③住民参加型有償サービス・NPOの支援

### (3) 高齢者等への介護、福祉サービスの充実

○家族介護者、介助者の負担の軽減を図るために、また、家庭生活と職業生活の両立ができるよう、介護者・介助者に対する相談事業や支援サービスの充実に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①各種事業の周知徹底	長寿課 福祉課	○関係機関と連携して、研修会や窓口、市の広報紙等を通じて、介護サービスや福祉サービスなど各種事業の周知徹底に努める。
②介護サービスの充実	長寿課	○サービス基盤を整備し、介護サービスを充実する。
③相談事業の充実	長寿課	○地域包括支援センターと連携し、支援の必要な世帯を把握し、相談内容に即したサービス・制度の紹介などの充実に努める。
④在宅福祉サービス・施設福祉サービス、社会参加支援サービスの充実	福祉課	○障害者の福祉サービスを行う事業所と連携し、福祉サービスの充実に努める。
⑤関係機関・組織等の連携	長寿課  福祉課	○介護保険や高齢者福祉に関するボランティアや事業関係者、関係機関等との連携強化に努める。  ○障害者自立支援協議会による障害福祉サービスネットワークの構築に努める。

#### 関連する取り組み項目

- ◆「5 持続可能な地域づくりと協働による男女共同参画の推進」
  - ・「(2) 地域福祉活動の推進」
    - ①地域での支え合いを進める福祉活動の推進
    - ②ボランティア、NPOが連携した福祉活動の促進
    - ③住民参加型有償サービス・NPOの支援

#### (4) ひとり親家庭等の自立支援

○ひとり親家庭等の生活の安定と自立支援を図るために、相談体制を充実するとともに扶養や医療などの経済的な支援と生活援助を行います。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①相談・指導体制の充実	児童課	○母子自立支援員の勤務体制の充実に努める。
②母子家庭等の就労機会の増進	児童課	○母子家庭自立支援教育訓練給付事業や母子家庭高等職業訓練促進給付事業等の情報を、窓口等を通じて提供する。
③各種資金制度・助成制度等の情報提供の充実と適正な利用の促進	児童課	○必要な人が必要な支援を受けられるよう、児童扶養手当・遺児手当などの各種資金制度や助成制度の情報を、市の広報紙や窓口を通じて広く提供し、適正な利用を促進する。
④家庭生活支援員派遣事業の推進	児童課	○家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行う。

#### 関連する取り組み項目

- ◆「5 持続可能な地域づくりと協働による男女共同参画の推進」
  - ・「(2) 地域福祉活動の推進」
    - ①地域での支え合いを進める福祉活動の推進
    - ②ボランティア、NPOが連携した福祉活動の促進
    - ③住民参加型有償サービス・NPOの支援

## 4-2 地域活動・社会活動への男女共同参画の促進

### 現状と課題

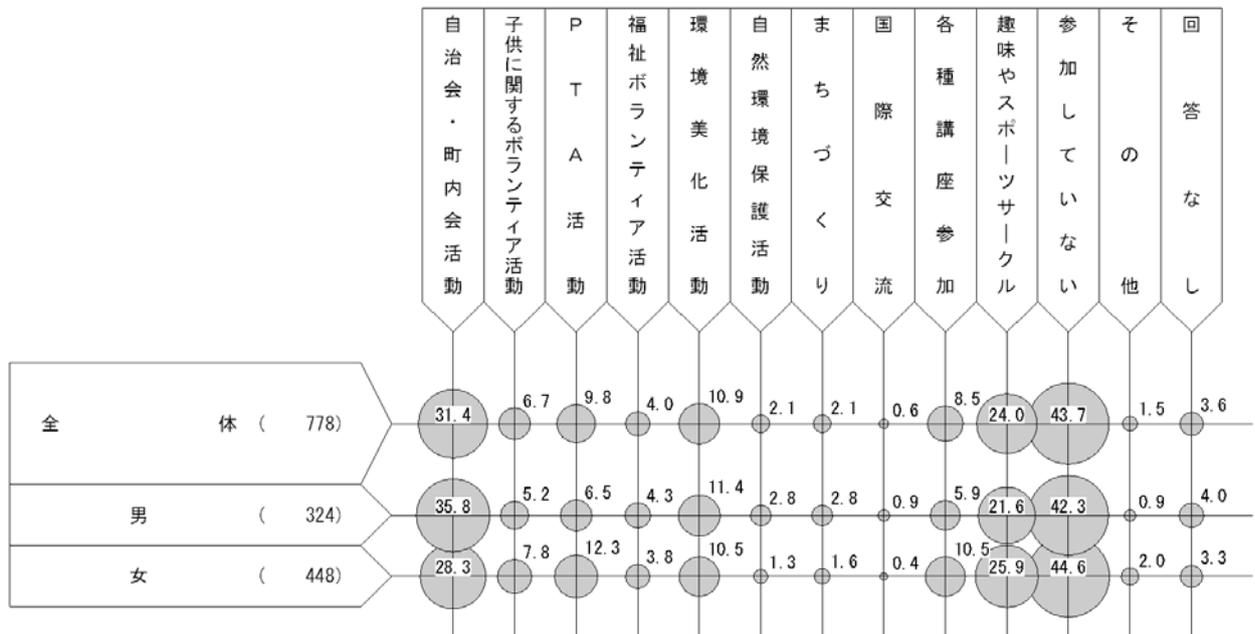
「市民アンケート調査」によると、この1年間に地域活動や社会活動に参加した人は52.7%であり、その活動内容は「自治会・町内会活動」が31.4%、次いで「趣味やスポーツサークル」が24.0%となっています。性別にみると、「自治会・町内会活動」において男性の方が参加した人の割合が多いものの、あまり大きな違いは見られません。

また、女性の望ましい生き方として、仕事よりも家庭生活や地域活動を優先する（「仕事にも携わるが家庭生活や地域活動を優先させる」＋「仕事よりも家庭生活や地域活動に専念する」）と回答した人が合わせて4割を超えて高くなっています。一方、男性の望ましい生き方として、家庭生活や地域活動よりも仕事を優先する（「家庭生活や地域活動にも携わるがあくまで仕事を優先させる」＋「家庭生活や地域活動よりも仕事に専念する」）と回答した人が合わせて5割を超えています。

そのような中で、P41に記載したように、男性が女性とともに家事、子育てや教育、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「男女の役割分担についての社会観念、慣習、しきたりを改めること」「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」「夫婦の間で家事などの分担をするよう十分に話し合うこと」「男性が、家事などに参加することによるライフスタイルの変化に対する抵抗感をなくすこと」が多くなっています。

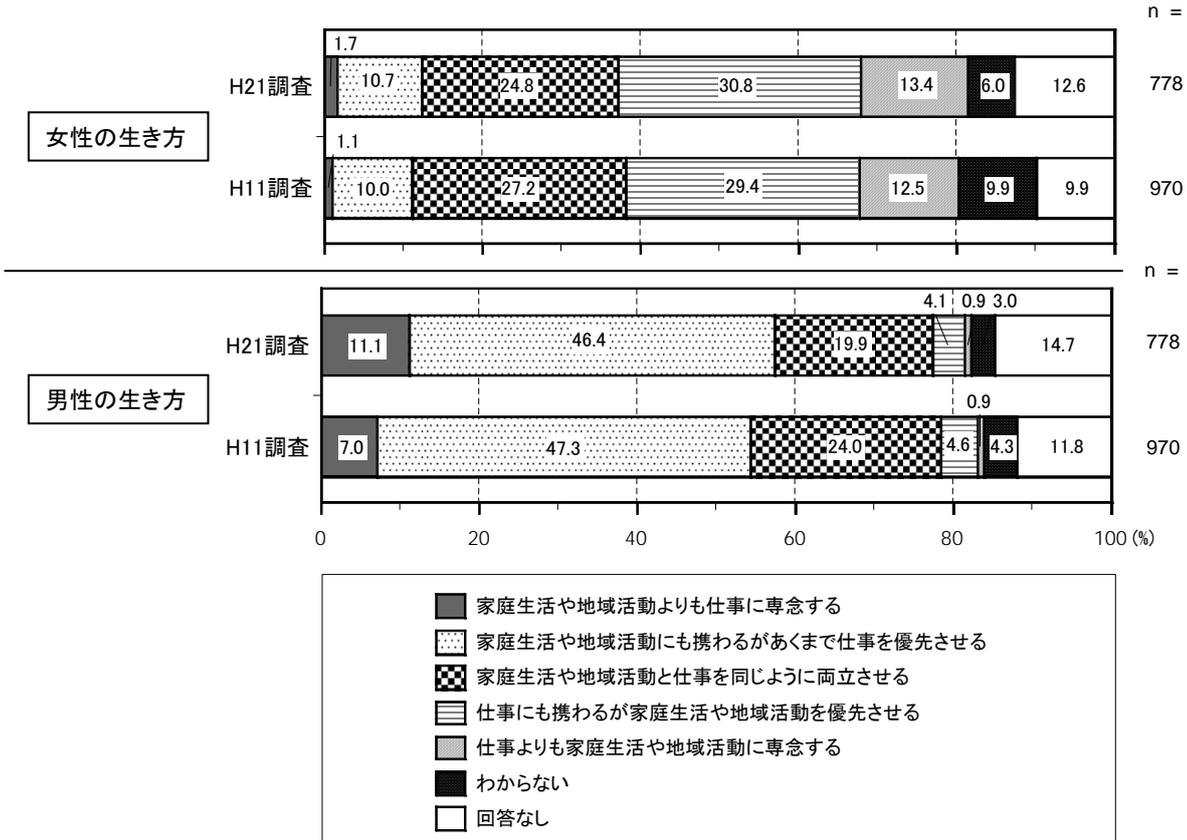
今後、ますます多様化する地域課題・社会課題に対応していくため、さまざまな価値観を持つ人が、性別にかかわらず、地域活動や社会活動に積極的に参加し、地域社会における男女共同参画を促進していくことが必要です。

図表4-2-1 1年間に参加した活動(性別)



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

図表4-2-2 性別ごとの望ましい生き方(前回調査との比較)【再掲】



資料:「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査

### 施策の方向

○男女共同参画による地域活動・社会活動などが活発に展開されるいきいきとした蒲郡市をめざして、様々な活動についての情報提供体制の整備、活動時間など参加しやすい環境づくり、施設・設備の充実、ニーズに対応できる受け皿づくりなど、活動の支援に努めます。

### 施策体系

4-2 地域活動・社会活動への男女共同参画の促進	(1) 地域活動等への男女共同参画の促進
	(2) 生涯学習活動への男女共同参画の促進
	(3) 地域間交流・国際交流を通じた男女共同参画の促進

## 主要施策と具体的な取り組み

### (1) 地域活動等への男女共同参画の促進

○男女共同参画を基本として、できるかぎり多くの人が地域活動などに参加することができるように、情報提供・交流事業の充実などの支援を行います。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①各地域活動の情報提供体制の充実	企画広報課	○女性団体を起点として、多くの女性がまちづくりや地域活動へ参加するよう情報提供の充実に努める。
②異世代、活動領域を超えた相互交流の促進	企画広報課	○蒲郡市女性団体連絡会の活動や市内の女性団体の活動を支援し、異世代、活動領域を超えた相互の交流を促進する。

### (2) 生涯学習活動への男女共同参画の促進

○市民のニーズに対応した生涯学習講座の実施と、男女共同参画を実現する視点での生涯学習事業の推進に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①生涯学習機会の充実	文化スポーツ課	○性別に関わらず誰もが参加しやすい生涯学習環境の充実に努める。 ○各種講座開催時の託児の設置等を検討する。

### (3) 地域間交流・国際交流を通じた男女共同参画の促進

○先進地への視察や同じ課題をもつ他市町村の女性グループ等と交流・連携を深める機会を創出します。  
○男女共同参画に関わる研修への派遣や、海外の文化との交流など、国際交流と国際理解の促進に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①男女共同参画等の研修への派遣	企画広報課	○政策や方針決定の場への女性の登用を積極的に推進するため、県が実施する男女共同参画社会支援セミナーへ市民を派遣する。
②同じテーマを持つ他市町村の女性グループ・団体との交流・連携の促進	企画広報課	○市内の活動団体と他市町村の女性団体との連携が深まるよう、その交流を促進する。
③ホームステイ、海外研修など多様な国際交流事業の推進	企画広報課	○多様な国際交流事業を実施し、海外の男女共同参画の意識に触れる機会を創出する。

### 4-3 健康支援サービスの充実

#### 現状と課題

生涯にわたって、誰もが心身ともに健康で、安心して健やかに暮らせる社会は、男女共同参画社会<sup>\*</sup>の基本です。その社会の実現のためには、市民一人ひとりが、自分の健康状態に応じて、適切に自主的に自己健康管理や健康づくりを取り組むことが大切です。

本市においては、2004（平成16）年に「健康がまごおり21」を策定し、市民が「健康でいきいきとした生活」を送ることができるよう自主的な健康づくりを応援する体制を整えてきましたが、引き続き推進していく必要があります。

また、複雑化する社会のもとで、ストレスからこころの病気にかかる人が増加しています。身体のみならず、こころの健康にも配慮することが重要です。

近年、「子供を産むかどうか、産むとすればいつ、何人までを産むかを決定する自由」と「生殖に関連する適切な情報とサービスを受ける権利」という権利的側面と、「安全で満足できる性生活」、「安全な出産」などの健康的側面から「性と生殖」を捉えようという「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という概念が広がっています。

特に、女性は、思春期や妊娠・出産期、更年期など、各年代において女性特有の健康問題に直面することがあります。妊娠・出産期における母子の健康を維持するための母子保健事業の充実に取り組むとともに、男女がお互いに身体的な性差を理解し合い、思いやりをもって生きていくことができる意識の啓発が重要です。

#### 施策の方向

- 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という生活習慣を身につけ健康管理ができるよう、その環境づくりに努めます。
- 妊娠や出産など女性の身体に対する社会全体の理解促進と、尊重する意識の啓発に努めます。
- 次代を担う子どもが健やかに生まれ育つことができるように、母子の健康づくりを支援します。

#### 施策体系

4-3 健康支援サービスの充実	(1) 健康づくりの促進
	(2) 母子保健の充実

#### 主要施策と具体的な取り組み

##### (1) 健康づくりの促進

- 心身の健康づくりの重要性について社会全体で認識を深めるとともに、体力を保持・増進できるような指導の実施や機会の提供に努めます。
- 社会構造の複雑化に伴うストレスや悩みから精神的な健康を守るためのこころの健康対策を充実します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①健康意識の高揚	健康推進課	○健康的な生活習慣や定期健診に関する情報、がんの早期発見の重要性などを、市の広報紙、ホームページ、各種教室の開催などにより普及啓発する。 ○各種健康診査及び検診を実施する。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
② ライフステージ※に応じた健康教育・健康相談の充実	健康推進課	○ 出前講座や地域で開催するイベントなどにおいて、地域住民のライフステージに応じた健康教育、健康づくりのための教育を実施する。 ○ 健康相談を保健センター等で実施する。
③ 誰もが気軽に楽しめるスポーツの振興	文化スポーツ課	○ 誰もが参加しやすいニュースポーツ教室や子どもが参加しやすい夏休みスポーツ教室などを開催する。
④ こころの健康相談の実施と情報提供	福祉課	○ 心の健康教室を実施するとともに、専門機関や心の健康に関する情報提供に努める。

## (2) 母子保健の充実

- 母性の重要性について子どもの頃からの意識啓発や結婚・妊娠・出産・育児等に関する女性の自己尊重や自己決定の啓発に努めます。
- 母子の健康の増進のための情報提供や指導、健康診査を実施します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
① 性や妊娠・出産・中絶などに関する女性の自己決定権尊重の啓発	健康推進課	○ 母子健康手帳交付時や各種健康教室等で、家族計画についての保健指導を行う。 ○ 女性の自己尊重や自己決定の啓発を図るため、学校と連携する。
② 母親学級・両親が参加する教室の充実	健康推進課	○ 栄養指導や妊婦や胎児の健康を確保できる妊娠中の生活と安心した子育てを啓発する教室を実施する。
③ 乳幼児健康診査、事後指導の充実	健康推進課	○ 各種乳幼児健康診査を実施する。 ○ 乳幼児の健やかな発育・発達を促し、子育てがうまくできるよう、健診後のフォローを行う。
④ 妊産婦健診、訪問等による相談の充実	健康推進課	○ 妊娠中の母親の健康管理と疾病等の早期発見のため、妊産婦健診の充実に努める。 ○ 母親の育児不安の軽減のため、訪問等による相談・指導を実施する。

### 関連する取り組み項目

- ◆ 「1-2 男女の平等教育」
  - ・ 「(2) 学校での教育の充実」
    - ③ 性教育の充実
- ◆ 「3-2 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保」
  - ・ 「(2) 仕事と家庭等の両立支援」
    - ④ 母性保護の職場づくりの促進

## 5 持続的な地域づくりと協働による男女共同参画の推進

### 5 持続的な地域づくりと協働による男女共同参画の推進

#### 現状と課題

国勢調査によると、本市の老年人口（65歳以上）の割合（高齢化率）は年々増加しており、2005（平成17）年には21.3%となっています。一方で、年少人口（0歳以上14歳以下）の割合は年々減少しており、2005（平成17）年には13.9%となっています。

さらに、年齢別の未婚率は、2000（平成12）年から2005（平成17）年にかけて、男性は30～44歳、50～59歳で、女性は25～40歳で上昇しています。

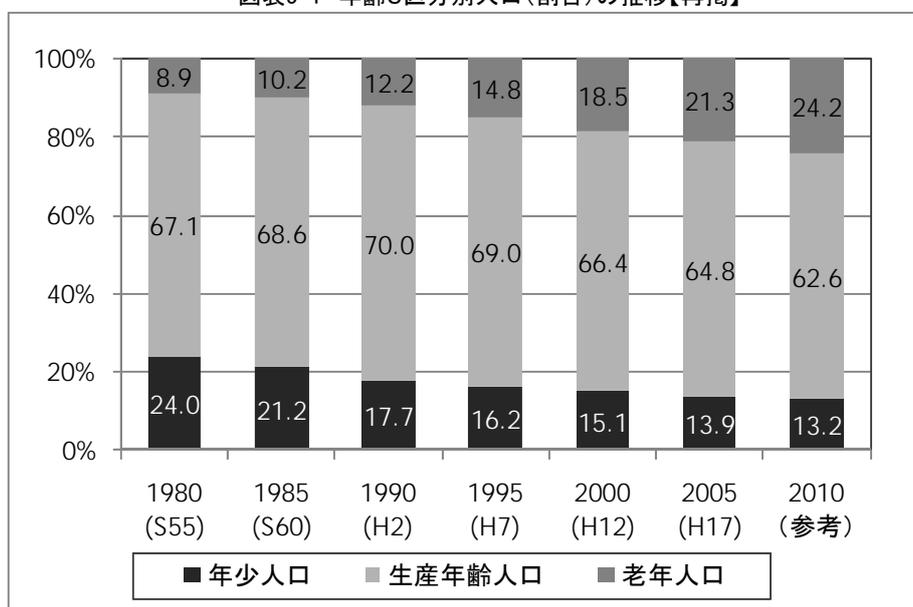
また、本市では、2009（平成21）年1月1日に、市民、市民活動団体、企業、行政が、支えあいながら公益性の高いまちづくり事業を営んでいくための方針を示した「蒲郡市協働のまちづくり条例」を制定しました。

男女共同参画社会<sup>\*</sup>を形成していくためには、これまで以上に、行政のみならず市民、地域の力が必要不可欠であり、持続可能な地域づくりを推進していくことが求められています。

しかし、未婚率の増加や少子・高齢化、価値観の多様化などからその地域の担い手不足が重要な課題となっています。また、地域における多様な課題に対する様々な活動において、男女共同参画の推進という視点からも活動・団体を育成・支援していく必要があります。

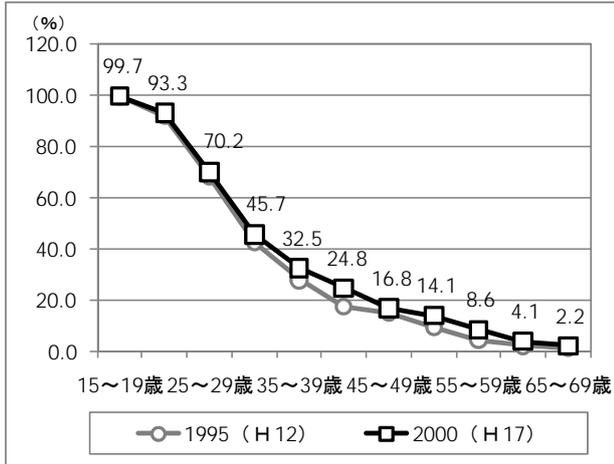
さらに、男女共同参画は日本特有の課題ではなく、世界共通の課題であり、男女共同参画社会基本法<sup>\*</sup>でも基本理念の一つに「国際的協調」が掲げられています。本市には、2010（平成22）年9月1日現在、2,100人（本市の全人口 83,288人）の外国人登録があり、国際理解と外国人との共生の推進が求められています。

図表5-1 年齢3区分別人口(割合)の推移【再掲】

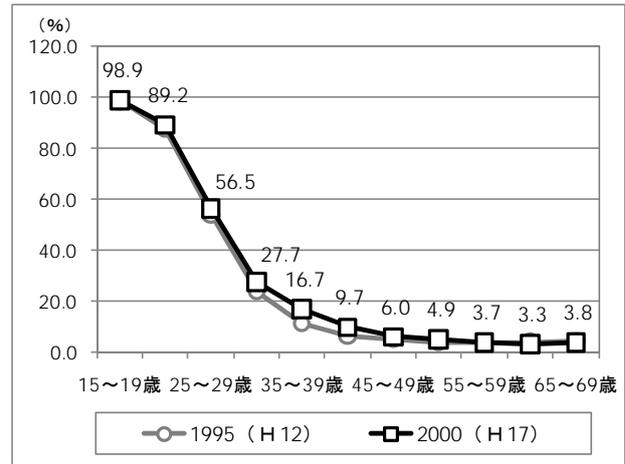


資料:国勢調査

図表5-2 未婚率(男性)の推移



図表5-3 未婚率(女性)の推移



資料: 国勢調査

## 施策の方向

- 家庭や地域がいつまでも元気で、地域社会を維持して快適な生活を送ることができるように、結婚支援や地域福祉活動の推進に努めます。
- 国籍に関わらず、地域住民が交流し、支え合い助け合いながら生活していく多文化共生のまちづくりの推進に努めます。
- 地域における男女共同参画の推進に寄与する市民活動を支援し、市民や企業との協働による男女共同参画社会の形成に努めます。
- 行政や各種団体における相談や推進体制を整えます。

## 施策体系

5 持続的な地域づくりと協働による男女共同参画の推進	(1) 結婚支援の推進
	(2) 地域福祉活動の推進
	(3) 多文化共生の推進
	(4) 協働による男女共同参画社会に向けた取り組みの推進
	(5) 総合的な相談体制等の整備に向けての検討

## 主要施策と具体的な取り組み

### (1) 結婚支援の推進

- 持続可能な地域づくりを進めるため、結婚していない人達に結婚の良さを理解してもらうとともに、結婚を望む人達が異性と交流する機会の創出に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①結婚や子育ての良さについての普及・啓発	企画広報課	○市内の各種団体や企業等との連携による、結婚や子育て、家族を持つことの良さについての講演会や交流事業の実施に努める。

## (2) 地域福祉活動の推進

- 子育て家庭や介護・介助を必要とする人がいる家庭、外国人等を地域で支え合う、地域福祉活動の推進とその支援に努めます。
- 地域福祉活動を支えるボランティアやNPOの育成と活動支援に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①地域での支え合いを進める福祉活動の推進	福祉課	○地域組織が中心となり地域における支え合いのための地域福祉活動の推進に努める。
②ボランティア、NPOが連携した福祉活動の促進	福祉課	○福祉関連のボランティア団体やNPO、社会福祉協議会と地域の連携による、自助・共助のための地域福祉活動を促進する。
③住民参加型有償サービス・NPOの支援	福祉課	○在宅福祉サービス事業「ふれあい蒲郡」の支援に努める。

### 関連する取り組み項目

- ◆「4-1 家庭生活での男女共同参画の推進」
  - ・「(2) 子育て支援の充実」
    - ⑤地域の子育て支援活動の充実
  - ・「(3) 高齢者等への介護、福祉サービスの充実」
    - ⑤関係機関・組織等の連携

## (3) 多文化共生の推進

- 市民の多文化共生の意識を高めるとともに、市内在住外国人と市民との交流活動や日本語を教える活動など、地域における多文化共生のための活動を支援します。
- 市内在住外国人が抱える国籍や性別による困難を少しでも軽減するため、居住や生活に関する支援に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①市内在住外国人等と市民との交流事業の推進	企画広報課	○国際交流協会や他市国際交流員等の協力を得ながら、市内外在住外国人と市民との親善交流事業の推進に努める。 ○お互いの文化・価値観の違い等の理解を図るため、地域における異文化交流事業を充実させる。
②他市町村の多文化共生を推進する団体との交流の促進	企画広報課	○国際交流協会を中心とした、視察、研修の実施を通して、他市町村及び他団体との交流の促進に努める。
③市内在住外国人との相互理解のための人材育成	企画広報課	○地域における多文化共生の推進役となる外国人を含めたリーダーの育成を検討する。
④外国人に日本語を教える活動の促進	企画広報課	○国際交流協会を中心とした、地域での日本語教室の実施を促進する。

### 関連する取り組み項目

- ◆「4-2 地域活動・社会活動への男女共同参画の促進」
  - ・「(3) 地域間交流・国際交流を通じた男女共同参画の促進」
    - ③ホームステイ、海外研修など多様な国際交流事業の推進

#### (4) 協働による男女共同参画社会に向けた取り組みの推進

○市内の各種団体や企業に対して、男女共同参画社会形成の視点からの取り組みを充実するよう呼びかけ、協働による男女共同参画社会に向けた取り組みを推進します。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①協働による男女共同参画活動の推進	企画広報課	○市内の各種団体や企業などに、男女共同参画社会の形成という視点からの取り組みを充実するよう呼びかけ、協働による男女共同参画活動を推進する。

#### (5) 総合的な相談体制等の整備に向けての検討

○男女共同参画について気軽に相談することができる体制の整備に向けて検討します。  
○行政や各種団体における相談窓口の連携や情報交換体制の充実に努めます。

主な取り組み項目	担当課	具体的な取り組み内容
①男女共同参画についての相談窓口の設置の検討	産業振興課 企画広報課	○市民や企業が男女共同参画について気軽に相談することができるように、市における相談窓口の設置を検討する。
②男女共同参画に関する相談窓口の連携強化	企画広報課	○男女共同参画について相互に情報交換ができるよう、市における相談窓口と各種団体の相談窓口の連携強化に努める。

## 第2節 推進に向けて

### 1 「蒲郡市男女共同参画プラン推進会議」の開催

蒲郡市男女共同参画プラン推進会議を開催し、市民の参加と協働により計画を推進します。

推進会議においては、本計画に位置づけた主な取り組みについての実施状況などを点検・評価するとともに、効率的・効果的な取り組み方法を検討します。

### 2 庁内の横断的な連携による推進

男女共同参画にかかわる施策を総合的かつ効果的に推進するために、関連各部課・係が連携しながら施策の調整と実施に努めます。

また、行財政改革の推進が必要な状況を踏まえて、目的が幅広い各行政分野の施策の中に男女共同参画を進めるための施策を取り込んで効率的な推進に努めます。

### 3 国・県や周辺地域との協力・連携

男女共同参画社会\*を実現するための課題は広範囲に及ぶとともに、社会全体のしくみの改善や法制度の改正など国等の役割も大きくあります。

このため、プラン推進のための必要な事項については、国・県に対して積極的な施策の展開を要請していきます。また、男女共同参画社会の形成は近隣市町とも共通の課題であり、共同による取り組みについても模索して効率的にその実現をめざします。



## 參考資料

---



# 男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条1第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条1第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条1第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## 参考資料

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### （国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### （国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### （地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### （国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

## 参考資料

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## **第三章 男女共同参画会議**

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄**

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

**附 則（平成11年7月16日法律第102号） 抄**

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則（平成11年12月22日法律第160号） 抄**

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

# 男女共同参画社会形成にかかわる年表

	蒲郡市の動き	県の動き	国内の動き	世界の動き		
1970年 (昭和45年)	○女性議員1名誕生					
1975年 (昭和50年)			○婦人問題企画推進本部設置	○国際婦人年(目標:平等、発展、平和) ○国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択		
1977年 (昭和52年)		○「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成	国内行動計画	国連婦人の10年		
1978年 (昭和53年)		○「愛知県地方計画・推進計画‘78～’80」に婦人の項目を設ける			○「国内行動計画」策定 ○「国内行動計画前期重点目標」策定	
1979年 (昭和54年)						○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980年 (昭和55年)						○「国連婦人の十年」中間年世界会議(ロペンハーゲン) ○「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択
1981年 (昭和56年)					○「国内行動計画後期重点目標」決定	○「女子差別撤廃条約」発効
1982年 (昭和57年)		○「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける				
1985年 (昭和60年)					○「女子差別撤廃条約」批准	○「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 ○「ナイロビ将来戦略」採択
1986年 (昭和61年)					○「男女雇用機会均等法」施行	
1987年 (昭和62年)					○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989年 (平成元年)		○「愛知県21世紀計画」に女性部門を位置づける ○「あいち女性プラン」策定			西暦2000年に向けての新国内行動計画	国連婦人の10年
1990年 (平成2年)	○女性校長誕生			○国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平成3年)	○女性議員2名誕生	○「女性総合センター基本計画」策定	○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児休業法」の公布			
1993年 (平成5年)				○国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994年 (平成6年)		○「あいち農山漁村女性プラン」策定	○男女共同参画室設置 ○男女共同参画審議会設置(政令) ○男女共同参画推進本部設置	○「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択		
1995年 (平成7年)	○第1回がまごおり女性フォーラム開催 以降、毎年開催		○「育児・介護休業法」改正	○第4回世界女性会議—平等、開発、平和のため行動(北京) ○「北京宣言及び行動綱領」採択		

	蒲郡市の動き	県の動き	国内の動き	世界の動き
1996年 (平成8年)		あいち暮らし	男女共同参画2000年プラン	
1997年 (平成9年)	○蒲郡市女性団体連絡会発足	○「あいち男女共同参画2000年プラン」策定	○「男女共同参画審議会設置(法律)」 ○「男女雇用機会均等法」改正	
1998年 (平成10年)		○「愛知2010計画」策定(分野別計画に男女共同参画を位置づけ)		
1999年 (平成11年)		○「北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催(総理府共催)	○「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000年 (平成12年)			○「男女共同参画基本計画」策定	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)
2001年 (平成13年)	○「蒲郡市男女共同参画プラン」の策定 ○蒲郡市男女共同参画プラン推進委員会設置	○「あいち男女共同参画プラン21」策定	○男女共同参画会議・男女共同参画局設置 ○「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 ○「配偶者暴力防止法」公布・施行 ○「育児・介護休業法」改正	
2002年 (平成14年)		○愛知県男女共同参画推進条例施行		
2003年 (平成15年)			○男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」	
2004年 (平成16年)		○「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定	○「配偶者暴力防止法」改正及び同法に基づく基本方針策定 ○「育児・介護休業法」改正	
2005年 (平成17年)	蒲郡市男女共同参画プラン	○「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ○愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 ○「DV基本計画」策定	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	○「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」宣言採択(ニューヨーク)
2006年 (平成18年)		○「あいち男女共同参画プラン21」改定	○男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」 ○「男女雇用機会均等法の」改正 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	○東アジア男女共同参画担当大臣会合開催(東京)
2007年 (平成19年)			○「配偶者暴力防止法」改正 ○「男女雇用機会均等対策基本方針」策定 ○「仕事と生活の調査憲章」策定 ○「仕事と生活の町推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)		○「DV基本計画(第2次)」策定	○男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」	
2009年 (平成21年)			○「育児・介護休業法」改正	
2010年 (平成22年)			○「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011年 (平成23年)	○「第2次蒲郡市男女共同参画プラン」策定	○あいち男女共同参画プラン2011-2015(仮称)策定		

## 蒲都市男女共同参画プラン改定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 男女が共に支え合う「男女共同参画社会」の実現をめざして、本市における男女共同参画プランの改定に資するため、蒲都市男女共同参画プラン改定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (構成)

第2条 委員会の委員は、学識経験者、各種団体等代表者、一般公募、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、20名以内で構成する。

3 委員の任期は、委嘱又は任命のあった日から平成23年3月31日までとする。

### (組織)

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じ、委員会に幹事会等を置くことができる。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、企画部企画広報課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成21年 1月 9日から施行する。

## 蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会委員名簿

	氏名	所属	備考
委員長	志賀 笑子	蒲郡市女性団体連絡会	
副委員長	小林 春代	蒲郡市女性団体連絡会	
委員	浅井 なお枝	愛知県男女共同参画社会支援セミナー修了生	
委員	小田 訓子	元 J A 蒲郡市女性部	
委員	壁谷 隆道	人権擁護委員	
委員	河合 紀美	愛知県男女共同参画社会支援セミナー修了生	
委員	川嶋 恵美	保育園父母の会連絡協議会	
委員	草次 英夫	公募	
委員	坂口 知子	蒲郡市保健師	
委員	真田 貞行	蒲郡市ボランティア連絡協議会	
委員	杉浦 慶昭	蒲郡青年会議所代表	
委員	千賀 典子	(社)東三河法人会蒲郡支部女性部会部会長	
委員	高田 基子	公募	
委員	日恵野 佳代	蒲郡市議会議員	
委員	山本 喜是	蒲郡市総代連合会会長	
委員	渡辺 充江	蒲郡市小中学校校長会	
委員	鈴木 幹夫	蒲郡青年会議所代表	平成22年12月31日まで在任
委員	長木 晶子	蒲郡市小中学校校長会	平成22年3月31日まで在任

(50音順)

## 第2次蒲郡市男女共同参画プラン策定経過

年	月	日	備考
21	2	26	平成20年度 第1回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	5	28	平成21年度 第1回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	6	30	平成21年度 第2回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	8	4	平成21年度 第3回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	9	29	平成21年度 第4回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	10月		市民2,000人(20歳以上の男女を無作為抽出)対象に「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査を実施(有効回答者数778人、有効回答率38.9%)
	11	20	平成21年度 第5回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	12	24	平成21年度 第6回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
22	1月		市内235事業所を対象に「男女いきいき蒲郡」をめざす企業アンケート調査を実施(有効回答者数116事業所、有効回答率49.4%)
	2	16	平成21年度 第7回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	4	6	平成22年度 第1回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	5	31	平成22年度 第2回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	7	22	平成22年度 第3回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	8	24	平成22年度 第4回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	10	6	平成22年度 第5回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会
	11月15日~ 12月14日		パブリックコメント
23	2	17	平成22年度 第6回蒲郡市男女共同参画プラン改定委員会

# 「男女いきいき蒲郡」をめざす市民アンケート調査結果抜粋

「第2次男女共同参画プラン」を策定するにあたり、市民生活の現状や課題の把握、ご意見をお伺いするために、アンケート調査を実施しました。

本調査の概要は以下に示すとおりです。

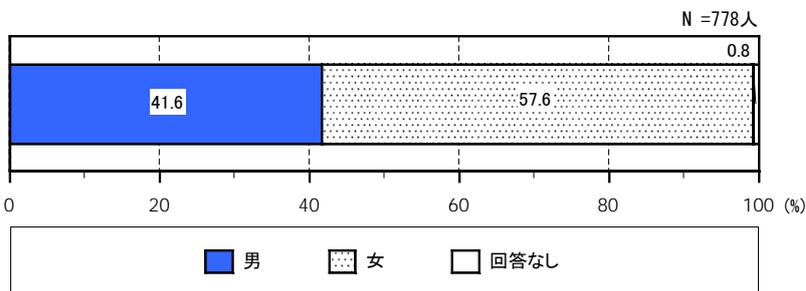
調査対象：蒲郡市内在住の男女 2,000 人	配布数：2,000 票
抽出方法：無作為抽出	回収数：806 票
調査方法：郵送配布・郵送回収	有効回収数：778 票
調査時期：平成 21 年 10 月	有効回収率：38.9%

## 回答者のプロフィール

問 あなたの性別は。

回答者の性別は「男性」(41.6%)よりも「女性」(57.6%)の割合が高くなっています。

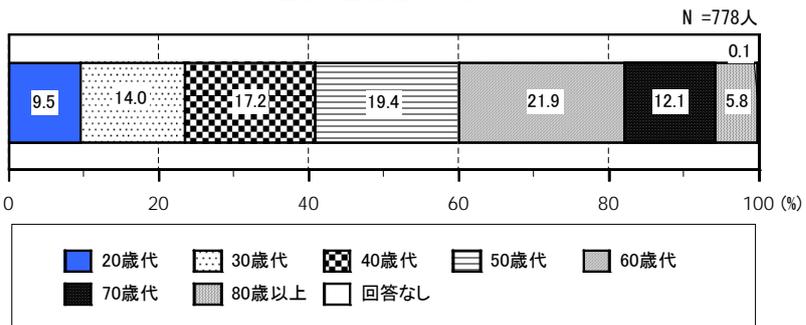
図表 回答者の性別



問 あなたの年齢は。

回答者の年齢は「60歳代」が21.9%と最も多く、次いで「50歳代」が19.4%、「40歳代」が17.2%と続いています。

図表 回答者の年齢



## 家庭生活等の役割分担の状況

【配偶者（夫あるいは妻）と同居している方にうかがいます】

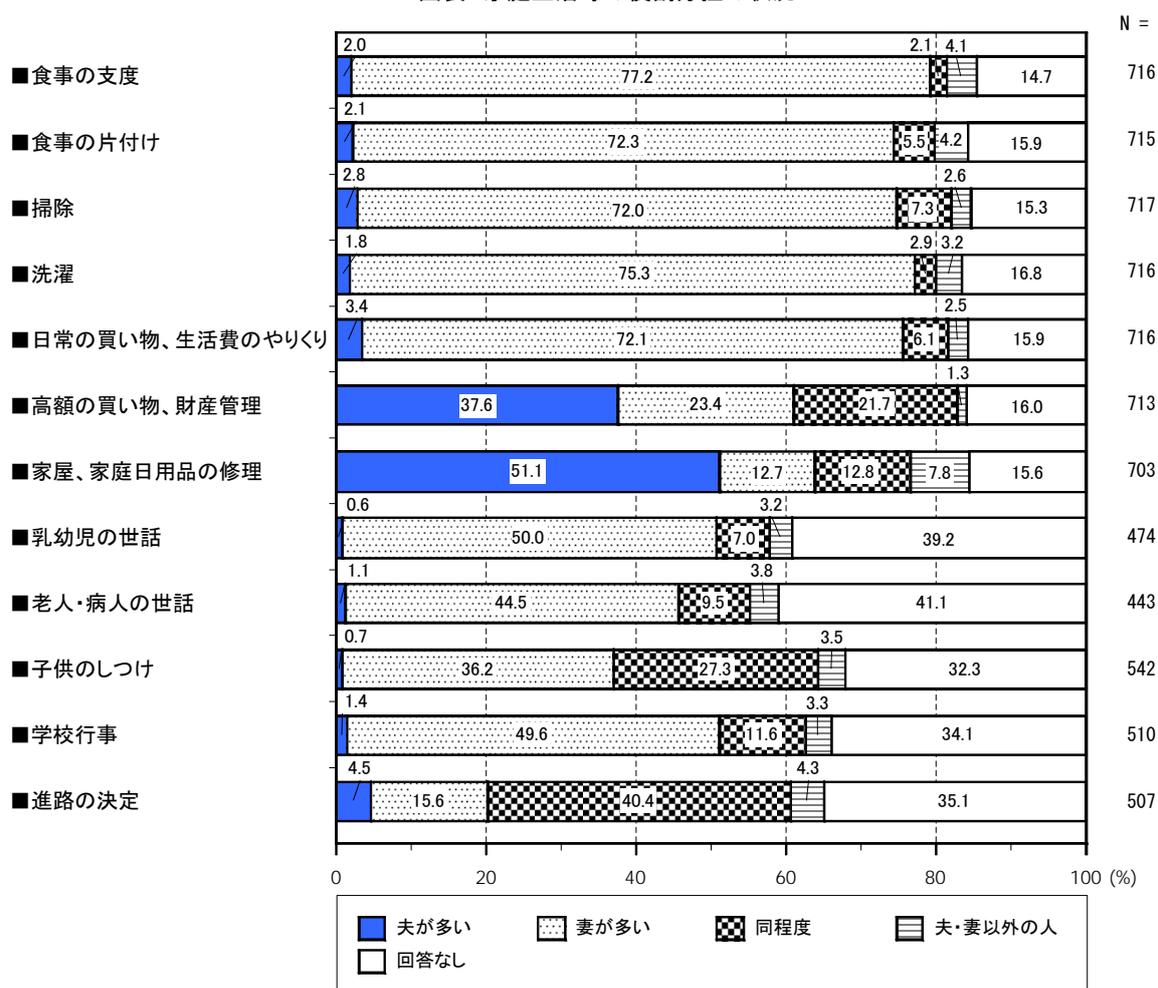
問 あなたの自宅では、次のようなことを、主として誰がやっていますか（やってきましたか）。それぞれ、あてはまるもの1つに○をつけてください。

家庭生活等の役割分担については、日常的な家事（食事の支度、食事の片付け、掃除、選択、日常の買い物、生活費のやりくり）は、「妻が多い」が7割を超えて最も多くなっています。また、子育てや介護（乳幼児の世話、老人・病人の世話、学校行事）も「妻が多い」が4～5割を占めています。

子供のしつけは、「妻が多い」が36.2%と最も多いものの、「同程度」も27.3%となっています。また、進路の決定も「同程度」が4割となっています。

一方、高額な買い物、財産管理や家屋、家庭日用品の修理は、「夫が多い」が多くなっており、特に家屋、家庭日用品の修理は「夫が多い」が5割を占めています。

図表 家庭生活等の役割分担の状況



## 各分野における男女共同参画の状況

問 現在、日本において、女性と男性のどちらが優位にあると思いますか。(1)～(7) それぞれについてあてはまるもの1つに○をつけてください。

### 【学校教育】

学校教育分野では、「平等」だと感じている人が約6割となっています。

### 【就職や職場】【政治・経済活動】

就職や職場、政治・経済活動では、男性優位（やや男性優位＋男性優位）と感じている人が7～8割と多くなっています。

### 【地域社会】【社会や慣習】

地域社会、社会や慣習では、「平等」だと感じている人がそれぞれ24.6%、22.4%いるものの、男性優位（やや男性優位＋男性優位）と感じている人が6割を超えています。

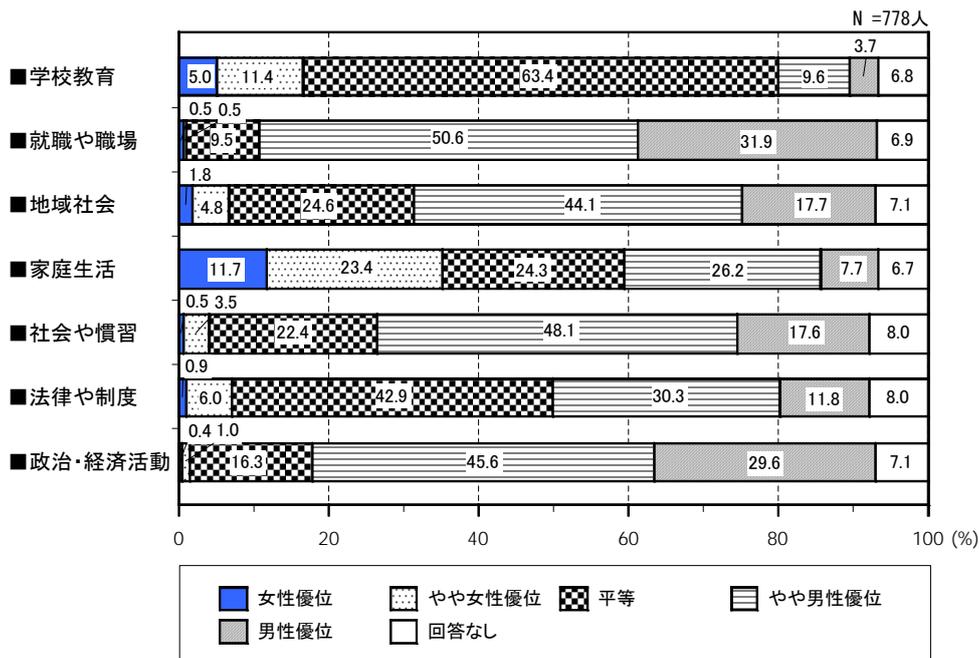
### 【家庭生活】

家庭生活では、女性優位（女性優位＋やや女性優位）と感じている人が35.1%、「平等」だと感じている人が24.3%、男性優位（やや男性優位＋男性優位）と感じている人が33.9%となっています。

### 【法律や制度】

法律や制度では、「平等」だと感じている人が42.9%と最も多いものの、男性優位（やや男性優位＋男性優位）と感じている人も42.1%となっています。

図表 分野ごとの女性と男性の優位性



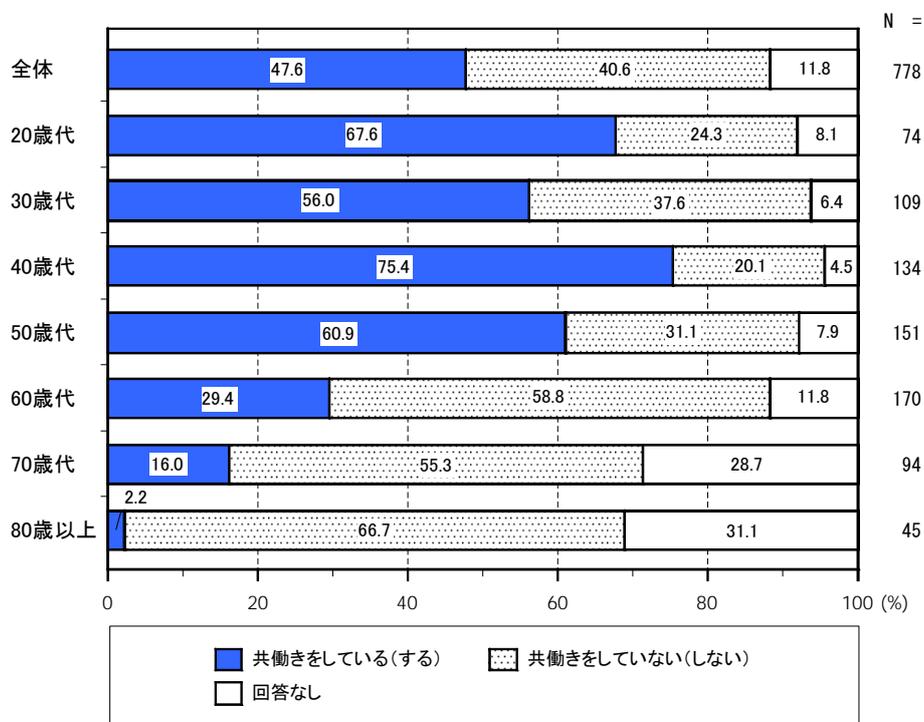
## 共働きの実態及び意向

問 あなたは現在、共働きをしていますか。配偶者（夫あるいは妻）がいない方は、結婚したら共働きをしますか。

「共働きをしている（する）」が 47.6%、「共働きをしていない（しない）」が 40.6%であり、「共働きをしている（する）」の方が多くなっています。

年齢別にみると、年齢が若い程「共働きをしている（する）」と回答している人が多い状況です。特に 40 歳代において 7 割を超えており、20 歳代においても 67.6%となっています。

図表 共働きの実態及び意向(年齢別)



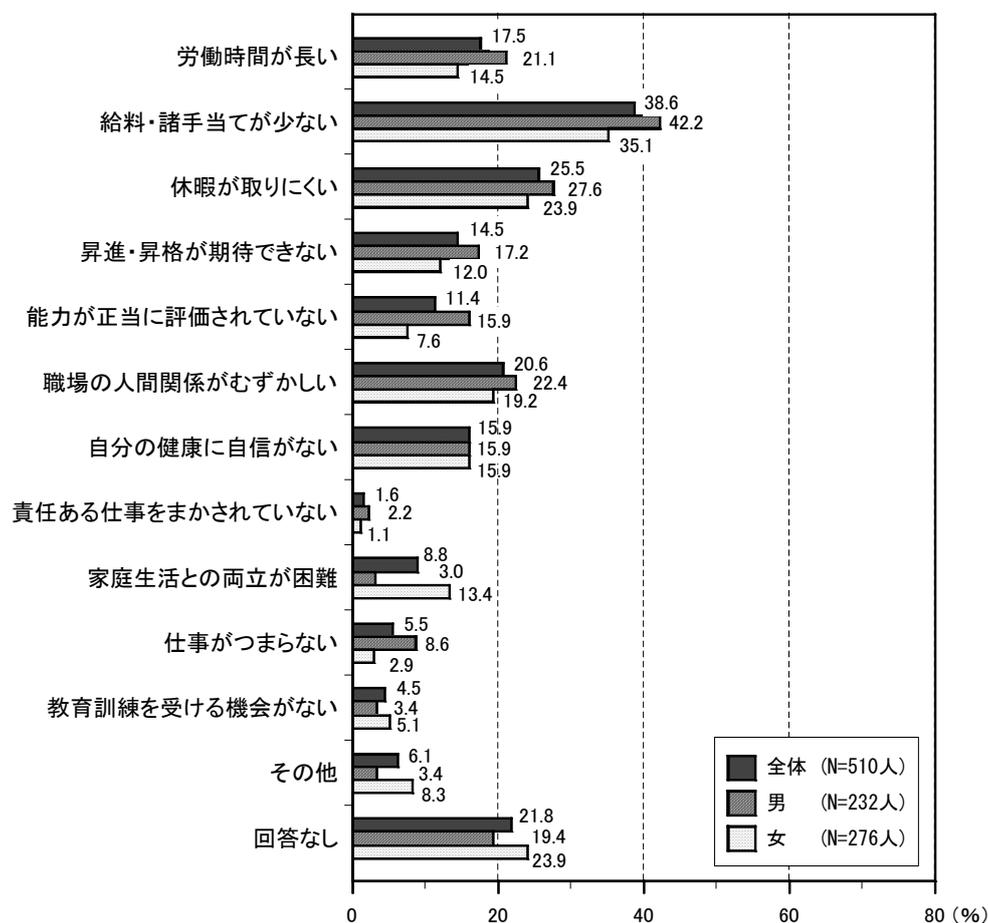
## 仕事上の悩み

【現在、収入のある仕事をしている方におうかがいします】

問 あなたが現在の仕事上で悩みがあるとしたら、それはどのような点ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

現在の仕事上の悩みについては、「給料・諸手当が少ない」が38.6%と最も多く、次いで「休暇が取りにくい」(25.5%)、「職場の人間関係がむずかしい」(20.6%)と続いています。性別による大きな違いはありませんが、「家庭生活との両立が困難」において、男性は3.0%であるのに対し、女性は13.4%となっています。

図表 仕事上の悩み(性別)



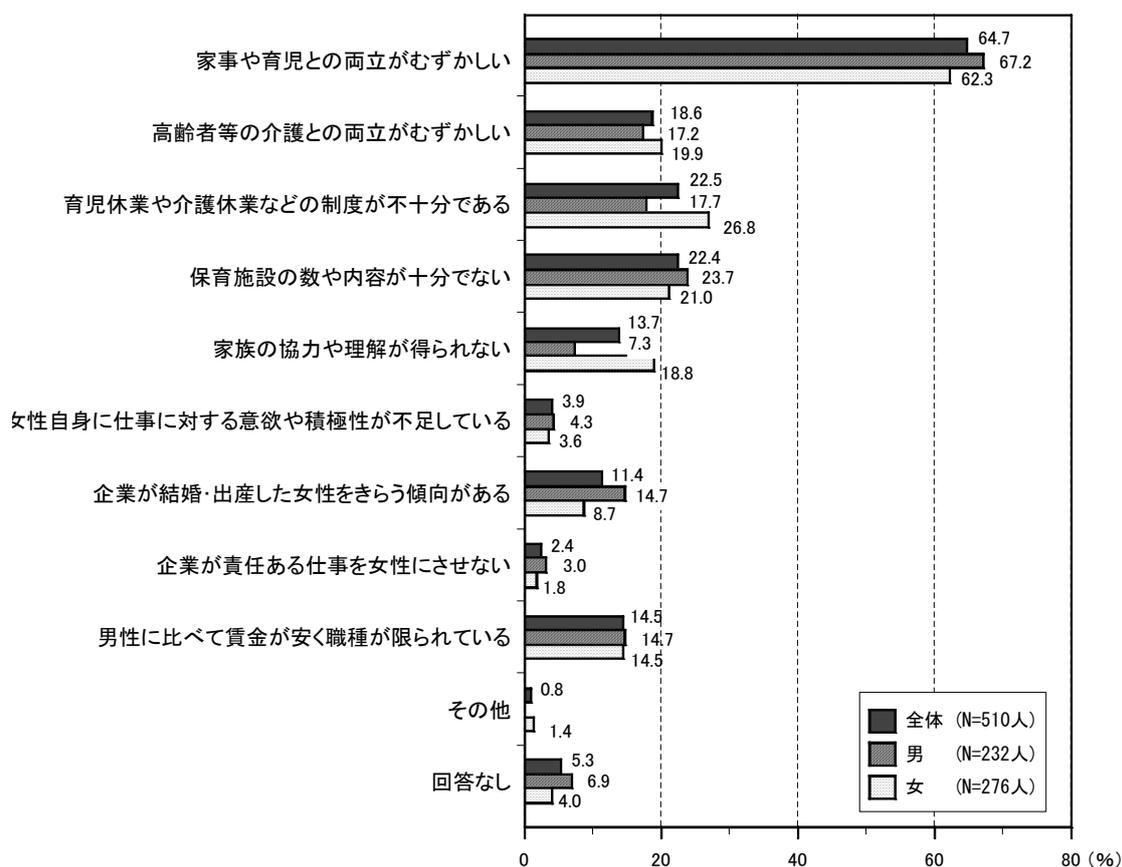
## 女性が仕事を続けにくい要因

問 女性が仕事を続けにくい要因はどのようなことだと思いますか。次の中からあてはまるものを2つまで選んで○をつけてください。

女性が仕事を続けにくい要因として、「家事や育児との両立がむずかしい」が64.7%と圧倒的に多く、次いで、「育児休業や介護休業などの制度が不十分である」(22.5%)、「保育施設の数や内容が十分でない」(22.4%)、「高齢者などの介護との両立がむずかしい」(18.6%)と続いています。

性別による大きな違いはありませんが、女性は男性よりも、制度の不十分さや家族の協力・理解不足と回答している人が多くなっています。

図表 女性が仕事を続けにくい要因(性別)



## 晩婚化の理由

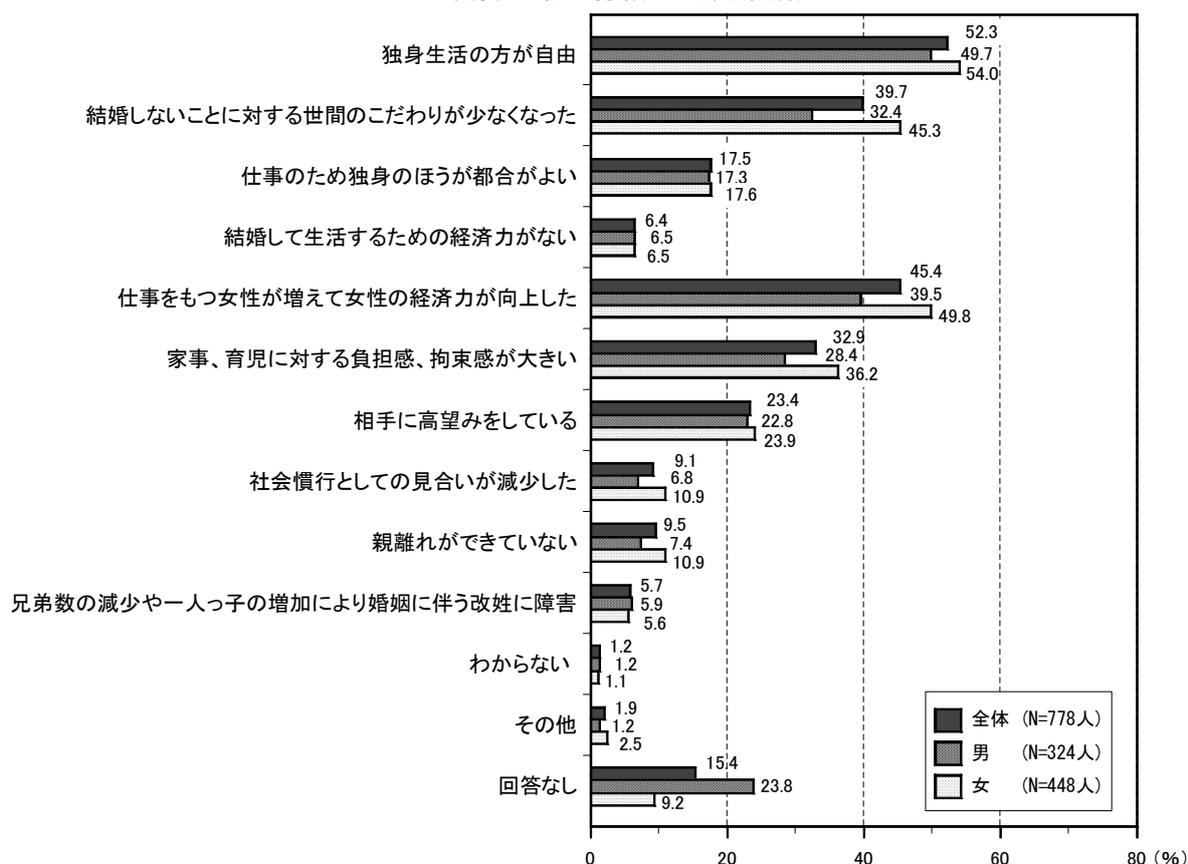
問 晩婚化の理由について、女性及び男性それぞれについてあてはまると思う理由の数字を3つずつ枠内に記入してください。

### 【女性の晩婚化の理由】

女性の晩婚化の理由については、「独身生活の方が自由」が52.3%と最も多く、次いで、「仕事を持つ女性が増えて女性の経済力が向上した」(45.4%)、「結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった」(39.7%)、「家事、育児に対する負担感、拘束感が大きい」(32.9%)と続いています。

性別による大きな違いはありませんが、女性は男性よりも「結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった」や「仕事をもつ女性が増えて女性の経済力が増した」、「家事、育児に対する負担感、拘束感が大きい」と回答している人が多くなっています。

図表 女性の晩婚化の理由(性別)

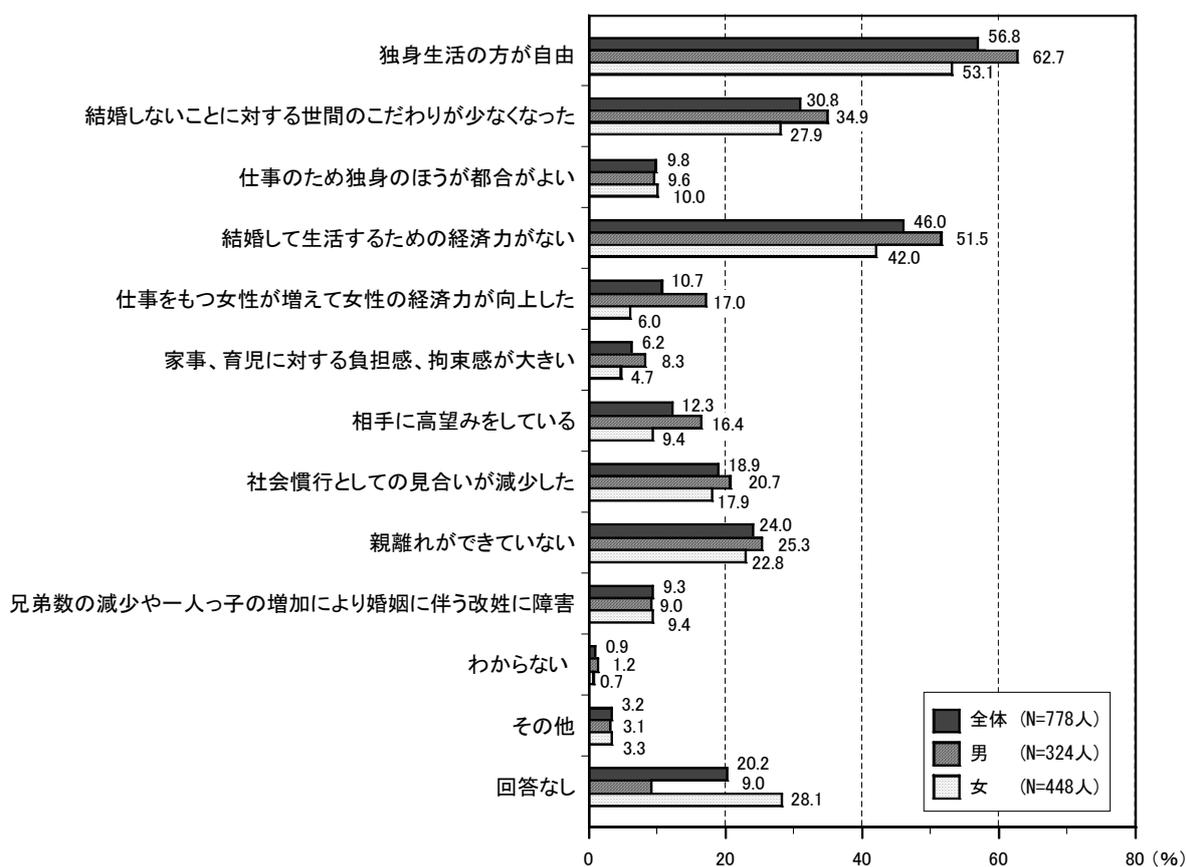


### 【男性の晩婚化の理由】

男性の晩婚化の理由については、女性の晩婚化の理由と同じく「独身生活の方が自由」が56.8%と最も多く、次いで、「結婚して生活するための経済力がない」(46.0%)、「結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった」(30.8%)と続いています。

性別による大きな違いはありませんが、男性は女性よりも「仕事をもつ女性が増えて女性の経済力が向上した」が17.0%と女性よりも11.0ポイント高くなっています。また、「独身生活の方が自由」、「結婚して生活するための経済力がない」、「結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなった」、「相手に高望みをしている」と回答している人が多くなっています。

図表 男性の晩婚化の理由(性別)



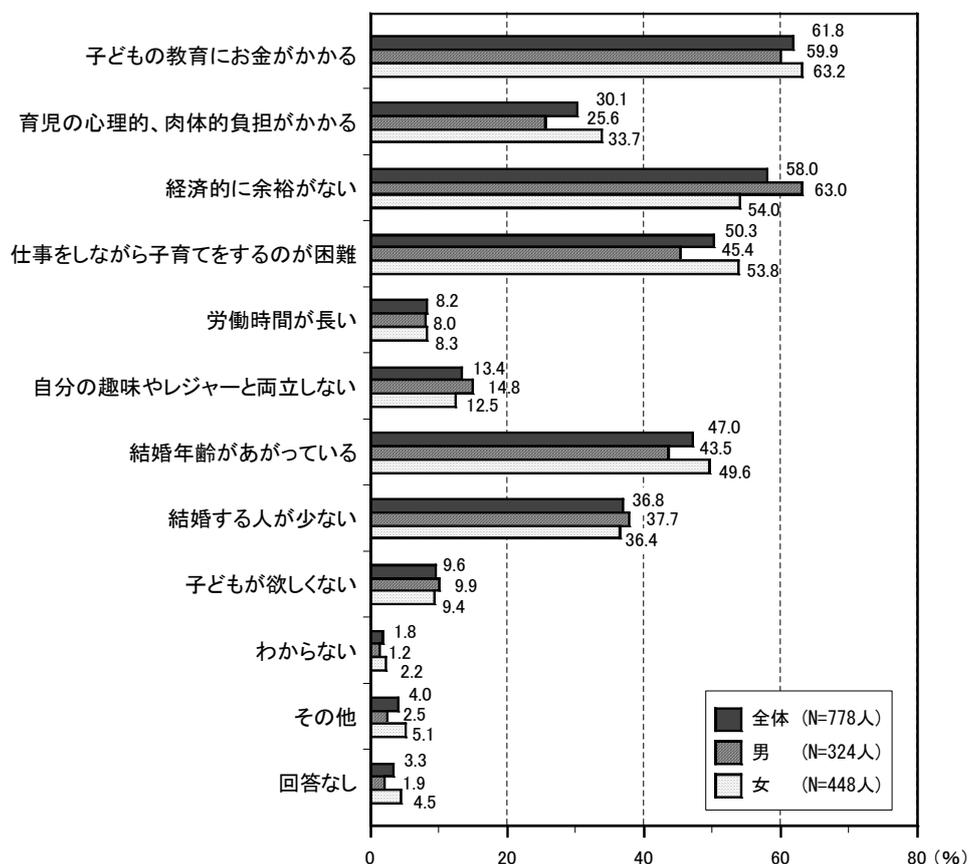
## 出生数が少なくなっている理由

問 最近、出生数が少なくなっていますが、あなたはその理由は何だと思えますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

出生数が少なくなっている理由については、「子どもの教育にお金がかかる」が 61.8%、次いで、「経済的に余裕がない」(58.0%)、「仕事をしながら子育てをするのが困難」(50.3%)、「結婚年齢があがっている」(47.0%)と続いています。

性別による大きな違いはありませんが、男性は女性よりも、経済的な問題と回答している人が多くなっています。

図表 出生数が少なくなっている理由(性別)

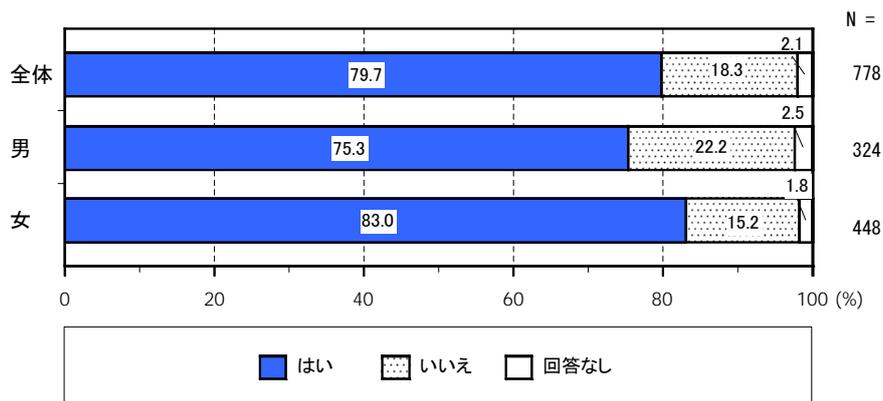


## 老後や介護に対する考え方

問 あなたは自分の老後について、不安を感じていますか。

自分の老後への不安について、約8割の人が「はい」（感じている）と回答しています。性別にみると、女性の方が男性よりも老後に不安を感じている人がやや多くなっています。

図表 老後に不安を感じているかどうか(性別)

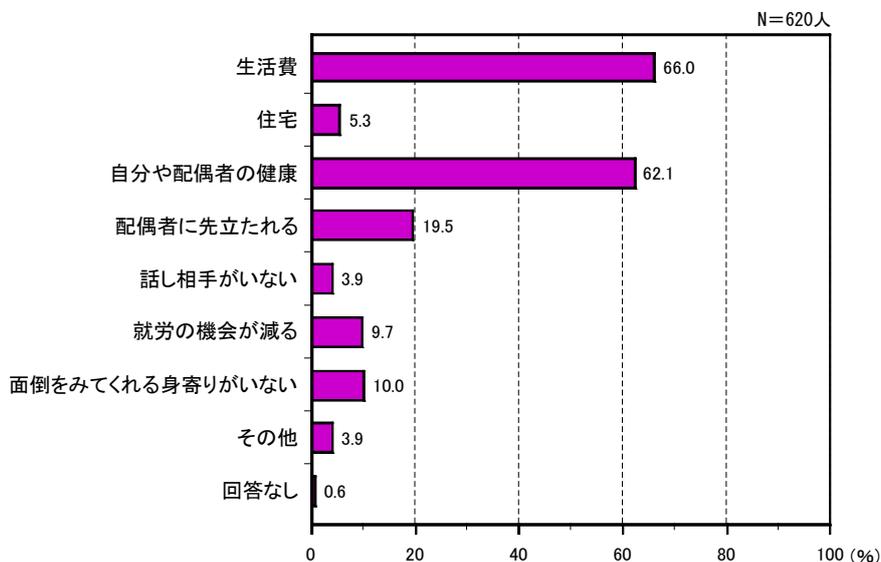


【問 22 で「1 はい」と答えた方におうかがいします。】

問 それはどのような不安ですか。次の中からあてはまるもの2つまでに○をつけてください。

老後の不安の内容については、「生活費」(66.0%)、「自分や配偶者の健康」(62.1%)が6割を超えて多くなっています。

図表 老後の不安の内容

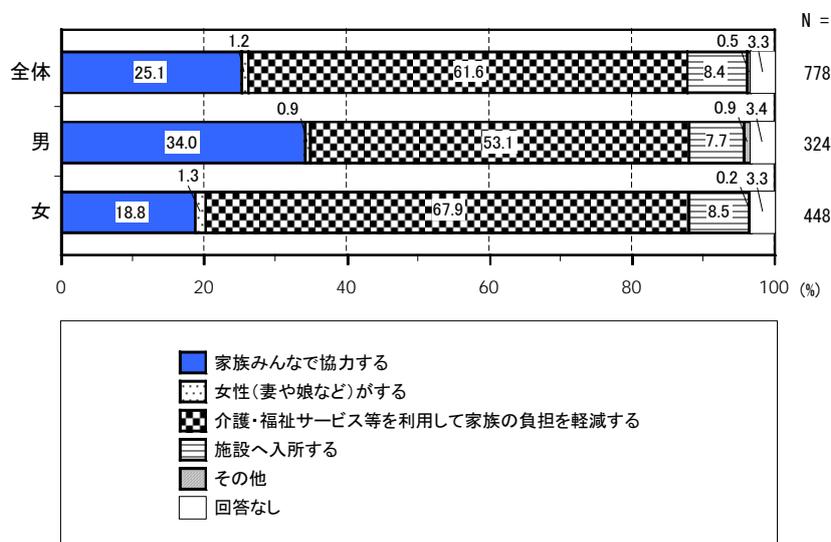


問 家族等の介護のあり方について、あなたの考えにもっとも近いものを、次の中から 1つ 選んで○をつけてください。

介護のあり方に対する考え方については、「介護・福祉サービス等を利用して家族の負担を軽減する」が61.6%と最も多く、次いで「家族みんなで協力する」が25.1%と多くなっています。

性別にみると、男性は女性よりも、家族みんなで協力をして介護するという考え方の人が多くなっています。

図表 介護のあり方に対する考え方(性別)



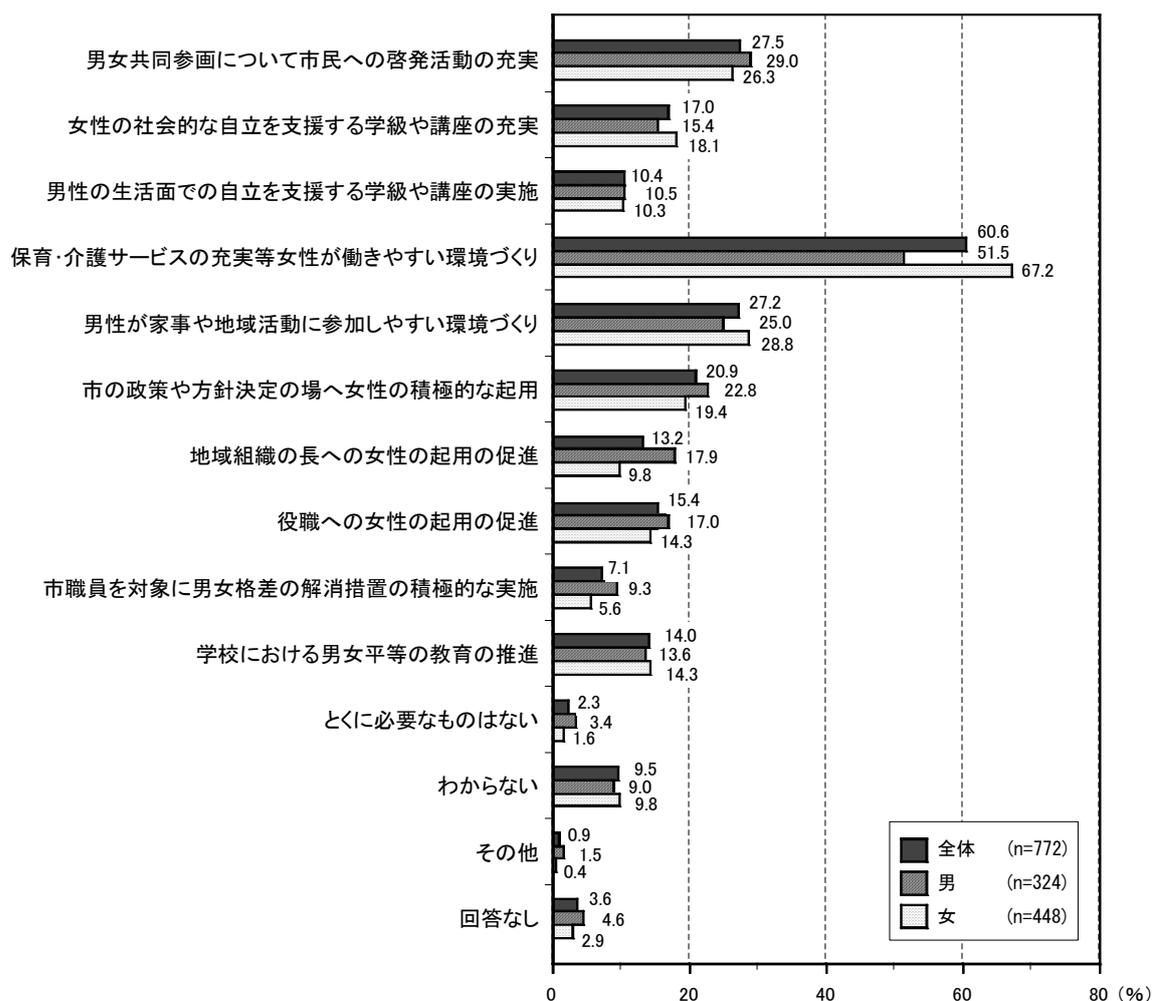
## 男女共同参画社会形成ために、蒲郡市が力を入れていくべき施策

問 男女共同参画型社会をつくるために、蒲郡市ではどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。主なものから3つまで選んで○をつけてください。

男女共同参画社会をつくるために本市が力を入れていくべき施策については、「保育・介護サービスの充実等女性が働きやすい環境づくり」が60.6%と圧倒的に多く、次いで、「男女共同参画について市民への啓発活動の充実」(27.5%)、「男性が家事や地域活動に参加しやすい環境づくり」(27.2%)と続いています。

性別にみると、女性は男性よりも、「保育・介護サービスの充実等女性が働きやすい環境づくり」と回答している人が多く、67.2%となっています。

図 男女共同参画社会形成のために、蒲郡市が力を入れていくべき施策(性別)



# 「男女いきいき蒲郡」をめざして 市内企業アンケート調査結果抜粋

「男女共同参画プラン」を策定するにあたり、仕事と家庭との調和などが求められることもあり、企業の皆様にもご意見をお伺いするために、アンケート調査を実施しました。

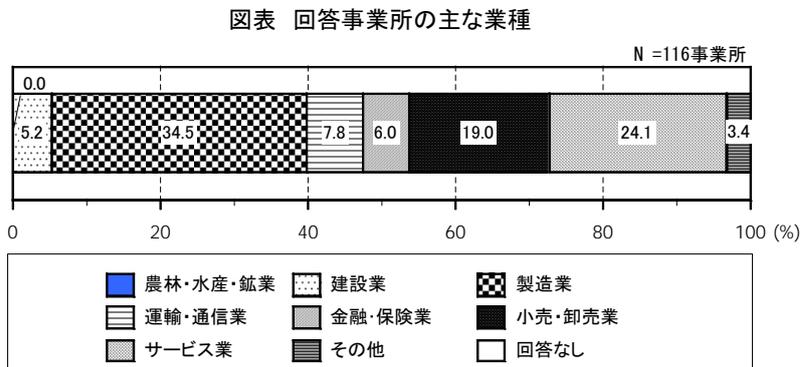
本調査の概要は以下に示すとおりです。

調査対象：市内事業所に配布	配布数：235票
	回収数：118票
調査方法：郵送配布・回収（一部 直接配布）	有効回収数：116票
調査時期：平成22年1月	有効回収率：49.4%

## 回答事業所のプロフィール

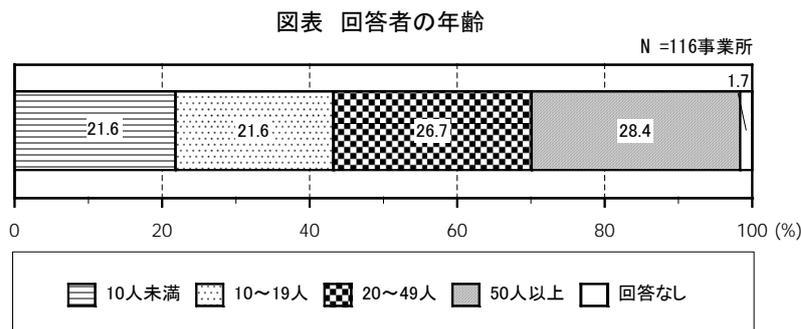
問 事業所の主な業種は何ですか。

回答事業所の主な業種は「製造業」が34.5%と最も多く、次いで「サービス業」（24.1%）、「小売・卸売業」（19.0%）と続いています。



問 事業所の従業員数（パート・臨時・派遣従業員を含む）は何人ですか。

回答事業所の従業員数は「50人以上」が28.4%と最も多く、次いで「20～49人」が26.7%、「10人未満」、「10～19人」がそれぞれ21.6%となっています。

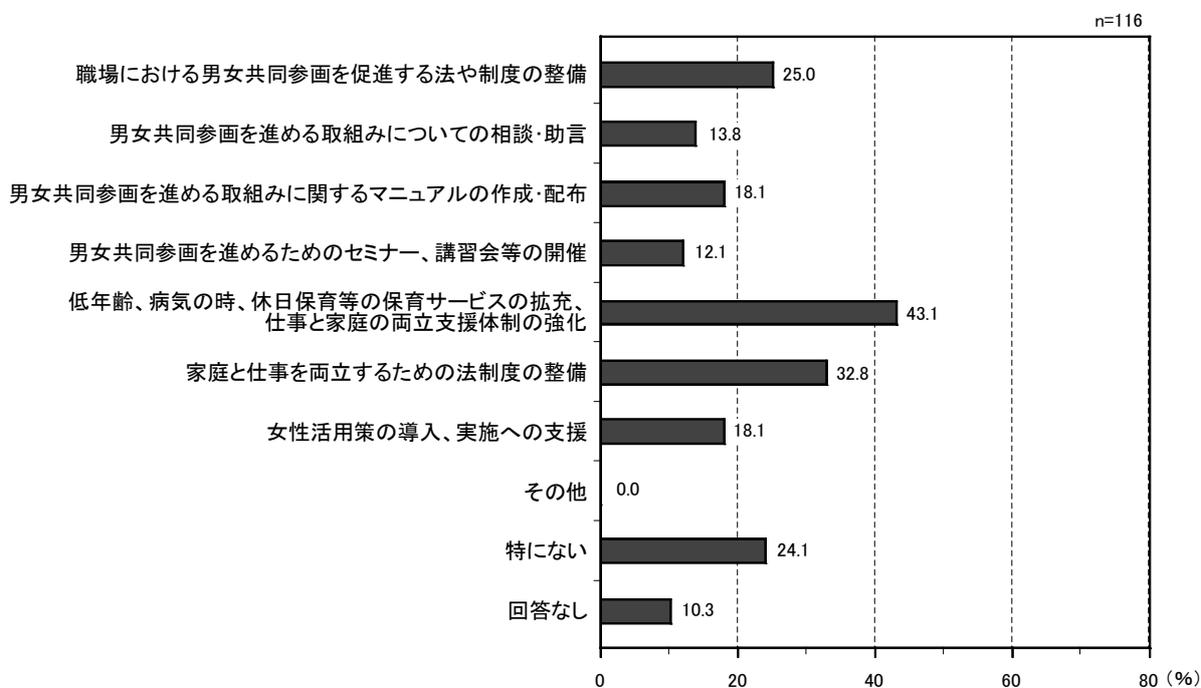


## 男女共同参画推進のために、蒲郡市に望むこと

問 貴事業所が男女共同参画の推進に関して、行政に望むことは何ですか。次の中からあてはまるもの3つに〇をつけてください。

男女共同参画の推進のために本市に望む施策については、「低年齢、病気の時、休日保育等の保育サービスの拡充、仕事と家庭の両立支援体制の強化」が 43.1%と最も多く、次いで、「家庭と仕事を両立するための法制度の整備」(32.8%)、「職場における男女共同参画を促進する法や制度の整備」(25.0%)と続いています。

図表 男女共同参画の推進のために、蒲郡市に望むこと



## 男女共同参画を理解するための用語解説

<p>あ行</p>	<p><b>育児・介護休業法（改正育児・介護休業法）【P34, 36, 39】</b>          育児休業・介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律のこと。従来の「育児休業に関する法律」では、1歳に満たない子を養育している労働者が希望した場合、身分や地位を失わずに一定期間休業できる制度を事業主に義務付けていたが、1999年4月には介護休業を盛り込む形で改正された。          さらに、2005年4月には子どもの看護休暇制度が導入され、一定の要件を満たせば期間雇用者も育児休業や介護休業を取れるようになり、保育所に入れられない等の理由があれば育児休業を子どもが1歳6カ月になるまで延長することが可能になった。</p> <p><b>エンパワーメント【P10】</b>          「力をつけること」をいい、みんなで力を合わせ、ともに力をつけ、一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状况などを変えていく力をもつこと。この言葉は1980年の第2回世界女性会議の頃より、南の国の女性たちのネットワークの中でスペイン語の Empoderamiento という表現で語られ、英語の empowerment に訳されたと言われる。1995年の第4回世界女性会議などでは「女性のエンパワーメント」が主要課題となった。</p>
<p>か行</p>	<p><b>キャリアデザイン【P33】</b>          職業生活設計のことで、生涯を通じてどのような仕事をするかを計画することをいう。</p> <p><b>国際婦人年【P3】</b>          国際連合は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」とし、それに続く10年間（1976～1985年）を「国連婦人の十年」と定め、女性の地位向上のための行動を展開することを決めた。また、メキシコシティで「国際婦人年世界会議」が開催され、各国政府が今後10年間で行うべき女性問題解決の指針となる「世界行動計画」を採択した。</p>
<p>さ行</p>	<p><b>サービス経済化【P3】</b>          一般的には、工業生産が減少しサービス産業の比重が高まるとか、いわゆるホワイトカラーに対する人材ニーズが高まるといった視点で捉えられ、端的には、第一次産業から第二次産業へ、さらに第二次産業から第三次産業へと経済が転換していくというイメージで捉えられていると考えられる。</p> <p><b>ジェンダー【P19, 24, 33】</b>          本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ、男らしさといった、社会的に女（男）はこうあるべきとしてつくられた性差のこと。</p> <p><b>女子差別撤廃条約【P3】</b>          1979年に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律制度だけでなく、各国の慣習、観光までも対象に含めている。日本では、1980年に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科の男女共修の検討等の条件整備を行った後、1985年に批准した。</p>
<p>さ行</p>	<p><b>女性労働力率【P31】</b>          15歳以上の働く女性の割合を示すもので、算出方法は、女性労働力率＝15歳以上の女性労働人口÷15歳以上の女性人口（女性労働力人口＝就業人口＋完全失業者数）となる。          日本の女性の年齢別労働力率は、結婚・出産期に一度大きく低下するために、M字カーブといわれている。欧米諸国は、働き続ける女性が多く、M字カーブは日本やアジアの特徴である。</p>

さ行	<p><b>情報モラル教育【P24】</b></p> <p>「情報モラル」とは、インターネットなどのネットワーク上でお互いに情報をやり取りする中で、人間関係を円滑に保つために守るべき約束やマナーのこと。</p> <p>児童・生徒に情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの指導を徹底することを情報モラル教育という。</p> <p><b>セクシュアル・ハラスメント【P23, 39】</b></p> <p>相手の意に反した性的な性質の言動など、性的な嫌がらせのこと。男女雇用機会均等法改正で事業主に防止の配慮義務が課せられた。</p> <p><b>SOHO【P33】</b></p> <p>スモールオフィス・ホームオフィスのことで、情報通信ネットワークを使い、自宅で在宅勤務をする遠隔勤務（テレワーク）または零細事業（マイクロビジネス）などをいう。</p>
た行	<p><b>男女共同参画社会【P 3, 4, 15, 16, 50, 53, 55】</b></p> <p>男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。</p> <p>1999年6月には男女共同参画の推進を法律面で明確化した男女共同参画基本法が制定された。</p> <p><b>男女共同参画社会基本法【P 3, 16, 53】</b></p> <p>「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で1999年6月23日に公布・施行された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。</p> <p><b>男女共同参画都市宣言【P16】</b></p> <p>男女共同参画都市とは、地域を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む決意を表明し、男女共同参画推進のための各種施策を重点的に展開している自治体のことであり、男女共同参画都市宣言とは、男女共同参画都市であることを宣言することをいう。</p> <p><b>男女雇用機会均等法【P 3, 34, 36, 39】</b></p> <p>「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。1985年に制定されたが、その後改正され、1999年4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行された。男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止など女性に対する保護は大幅に縮小された。</p> <p><b>ドメスティック・バイオレンス（以下 DV）【P21, 22, 23, 39】</b></p> <p>配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる家庭内暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。</p> <p>また、「デートDV」は、同棲していない恋人同士での体、言葉、態度による暴力のこと。内閣府では、「配偶者からの暴力」という表現を用いている。</p>
は行	<p><b>パートタイム労働法【P39】</b></p> <p>1993年に制定・施行された「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」をいう。パートタイムとは、1週間の労働時間が同一事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べ短い労働者をいう。</p> <p>パートタイム労働法では、事業主に対して、労働条件に関して文書を交付することや、パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスをととのえることなどが義務づけられている。また、事業主が具体的に講ずべき措置の内容については、厚生労働大臣の指針によって明らかにされている。</p>

<p>は行</p>	<p><b>パートナーシップ【P38, 40】</b>                  パートナーとは、相手、仲間のことで、パートナーシップは、協力し合う関係をいう。男女共同参画社会は、このような男女の対等な協力によって実現される。</p> <p><b>ファミリー・フレンドリー企業【P40】</b>                  ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と家庭の両立が容易となる様々な制度を導入し、労働者の家族的責任に配慮した柔軟な雇用管理や育児休業、介護休業等を取りやすい環境づくりを行う企業をいう。</p>
<p>ら行</p>	<p><b>ライフステージ【P17, 18, 52】</b>                  人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。</p>
<p>わ行</p>	<p><b>ワーク・ライフ・バランス【P3, 39】</b>                  「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることをさす。</p>